

現在殊に時局産業における急激な需要の増加とともに各方面で利用せられてゐる。

中小工業課関係の貸出残高は常に二百五十萬圓を下らない状況であつて、中小金融において占める興銀の地位は、この點からだけでも極めて重要なものであることが知られるのである。

3 普通銀行

普通銀行は前にも一言したやうに、中小企業とは比較的縁が遠く、中小工業者間で普通銀行を利用し得るものは信用の厚い一部の者に限られてゐる實状である。また中小企業方面への貸付金の割合、金額等を正確に調査することは極めて困難であるといはれるが、東京市の工業調査書、商業調査書等より判断しても、普通銀行より中小商工業方面への貸出は、特銀貯蓄銀行等をも加へて、僅に貸出總額の三割前後に過ぎないやうである。

金額別普通銀行貸出調 (大蔵省調査)

一口貸出高	口 數	同 比 率	金 額	同 比 率
五百圓未滿	七三三、九九二	五一・六%	一四五、九五三	二・四%
五百圓—千圓	三三三、三九一	一六・四%	一六一、九八五	二・七%
千圓—五千圓	三二八、九六二	二二・一%	六九二、〇二二	一・一・三%
五千圓—一萬圓	五六、七一	四・〇%	三八二、三三三	六・二%
一萬圓—五萬圓	五三、六三六	三・八%	一、〇五四、七九五	一七・二%

五萬圓—十萬圓	七、七四一	〇・五%	五〇〇、四七九	八・二%
十萬圓以上	八、四五二	〇・六%	三、一八七、七八六	五二・〇%
合 計	一、四二二、八八五	一〇〇・〇%	六、一二五、三四三	一〇〇・〇%

右の統計に依れば普通銀行では一萬圓以下の貸出が全貸付口數の九割を占めてゐるが、金額に於ては二割二分に過ぎないのである。

しかしながら單に小金額のものを以て、必ず中小商工業に對する貸付であると考えるのは甚だ危険であつて勤勞者、農業者、家主、地主等に對する貸付は當然控除されなければならないであらう。また反對に一口當りの金額が小であつても、手形割引の場合におけるが如く、大企業者に對するものもあらう。

したがつて上記の二割二分分の中、中小商工業の占める割合は明かではないが、そう大して多いとは考へられない。

普通銀行が中小金融を躊躇する理由としては、回収の危険性、經費のかさむこと、調査の困難等をあげることができようが、特に戦時下においては、時局關係資金の需要増加にともなふ資金難もまた重大な影響をもつものであらう。

中小工業者は信用程度も劣り、物的擔保も少いのであつて、經濟界の變動期においては弾力性に缺けるために倒産するものも多いため、中小金融を回収の點から考へるならば、一應の危険性が豫想されるのは無理のないこ



とであつて、安全性と確實性を要求する普通銀行が中小金融を手控へるのは、この點からしてもやむを得ないことであると思はれる。

次に中小金融に限らず、總て小口金融が比較的多額の経費を要することは云ふ迄もなく、利息制限法が制限利率を異にするのも此の爲である。

千圓の貸付も貸付手続は大體同じで、一件當り経費は金額には比例しないのであるが通常手数料を徴收せず、しかも利率は大して異ならぬ爲、結局小口のものには利益は比較的少ないのである。

信用調査の問題は中小金融に於ては特に困難視せられてゐて、経費の點とも關聯して調査料を徴收して居る銀行すらある。

大企業と異なり中小企業では帳簿も不完全なものが多く、興信所に依頼しても必ずしも正確とは云ひ得ず、人物、經營を調査して擔保價格とは無關係に貸付けると云ふが如き事は普通銀行では現在のところ殆んど行はれてゐないのである。

普通銀行が中小金融に對して消極的態度を示すことは、以上の原因からしてうなづけないことはないが、しかしながら中小工業の維持振興ないしその再編成は國家的見地からみて當面せひとも緊要な課題であり、そのため多分に公共性を有する銀行としては、從來の方針を一擲して中小金融方面へ積極的に参加することが望ましいのである。

である。

#### 4 その他の特殊銀行

中小金融に關係のある特殊銀行は勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等である。

これらの諸行は不動産金融を主要業務とする關係上農業方面に對する金融が主たる對象となるのであるが、普通銀行よりは中小商工業者と關係が多いのである。たゞ不動産擔保が多いので中小商工業者中これらを利用し得る者はやゝ餘裕ある部に屬するものと考へられる。しかしながらこれらの特銀は其の資金を預金に仰がず、債券發行に求める關係上長期金融が多く、従つて其の限りに於ては役立ち得るものと考へられるのである。又貸付も通常、擔保土地の時價の幾割かを貸出すとの内規に従つて行はれるので、比較的簡単に借り得られるためこの點は確に便利には違ひないが、擔保物件貸付限度に制限がある爲人よりも物を主とする結果となり、人物經營を主として充分なる金額を融通すると云ふが如き事はちよつと期待出来ない。

特殊銀行の中小工業者に對する貸付金額は、貸付業務中特に中小工業金融を區別しない爲、明確に知る事は頗る困難であるが、たとへば勸銀の保證附貸付、農銀及び拓銀の十人以上連帯貸付は、一口當り平均金額の小額なることを示しており、したがつてこれらの貸付が主として中小業者の利用するところとなつてゐることは明かである。しかしかやうな特別な貸付方法による以外においては、農銀を除いてその一口當り平均金額は相當に高く、



この點では普通銀行におけると同様に、中以下の業者の利用が殆んど行はれるないことを物語るものと見ることができやう。けれどもこれらの特殊銀行は、その本来の機能からしても政府資金の經由機關であつて、中小金融に對して普通銀行以上に協力してゐることには間違ひないのである。

### 5 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫は、商、工、輸出等の組合に對する特殊金融機關として昭和十一年十二月設立されたもので、これら三種組合及びそれらの聯合會を構成員とし、各組合を通じて、組合單位に貸付けて、直接中小商工業者に貸付は行はない。

資本金は千萬圓であるが、その半は政府の出資により、業務は(1)無擔保で所屬組合に對し五ヶ年以内の定期償還又は月賦償還貸付、或は二十年以内の年賦償還又は半年賦償還貸付を行ふ(2)組合に對し手形の割引、當座預金貸越を爲す(3)組合の荷爲替手形に關する保證業務及び内國爲替業務をなす等が規定されてゐる。そして出資金の十倍迄の商工債權を發行する事を許され、其によつて得た資金を各組合に貸付け得る特權を持つてゐる。事變下組合の地位が高まりつゝあるとき、中央金庫の任務は、益々重大性を加へて來たといふべきであらう。

(1) 貸出決定迄に長時日を要すること、(2)金利の高率な事、(3)貸付に組合役員の保證を要すること等が缺點とされてゐる。

尙各種組合でも金融事務は行つてゐるが、その実績は微々たるものである。

### 6 庶民金庫

昭和十三年に設立された庶民金庫は「庶民金融ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ目的トス」(庶民金庫法第一條)るもので、資本金一千万圓を政府出資(國債證券)で經營し、その業務は大體小口の産業資金(小規模の家屋工場店舗の新築増築改築の資金、小規模設備機械器具の買入には修理資金、原料商品等の買入資金、其他運轉資金、以上のために起した舊債の借換資金等)小口生計資金(醫療費、出産費、結婚費、葬祭費、租税公課子女教育費等々)に對し、三年以内の期限で原則として一世帯千圓程度を限度として貸付くるものである。又金融機關が自己の危険負擔で庶民金庫と同様の貸付を行ふ場合にはその貸付資金の融通をなし、或ひはその損失補償契約をなし、その業務資金としては資本の十倍迄の庶民債券を發行することを認められ、それを資源とする譯である。

これは眞の小規模業者の金融機關であつて、中小商工業金融機關専門といふよりは一般的中間層以下の金融機關といふべく、その點に於て運用に誤りなく敏活に處理し得るならば、相當の効果は擧るものと考へられる。尙事業資金の經由機關として指定されたことはさきに述べたとほりである。

最近における庶民金庫の貸付実績は左の如くである



年 月	口 数	金 額	一口當り 金 額	總貸出金額に 對する百分比
昭和十三年十二月末	二、三三一	一、二一一、四八〇圓	五一九圓	二二・七
十四年 六月末	二、〇八五	一、一八二、四〇三	五六七	二五・九
十四年十二月末	二、二四二	一、二二二、五二九	五四〇	二〇・二

#### 四 金融助成施設について

いふまでもなく金融の基調は信用であつて、他日返還されるといふ信用にもとづかない限り資金の融通は行はれない。金融は贈與でもなく、慈善事業でもなく、實に信用を基調とした貸借なのである。したがつて、擔保の薄弱で確實な保證人を得ることの困難な中小業者の金融難を打開するためには、まづ第一に彼等に金融の基調たる信用を與附しなければならぬ。いひかへれば、万一彼等が借入金返還不能に陥つた場合には、彼等に代つて辨濟をしてやる必要がある。

東京市が昭和十二年五月、東京府と協力して設立した社團法人東京信用保證協會の制度はまさにその典型的な

ものである。

中小金融難打開の第二は、中小金融機關に對する損失補償である。即ち中小業者に資金の貸付をなすことによつて蒙つた損害を確實に補償してやることによつて、金融機關をして安心して中小業者に對して資金を融通させる方法である。

昭和十二年七月政府の實施せる道府縣（又は六大都市）中小商工業資金融通損失補償制度及中小商工業資金融通損失再補償制度がこれに該當する。

第三の打開策は中小金融機關の資金難を適當に緩和することである。

政府低利資金の融通即ち預金部融資にかゝる各種組合普通事業資金、中小商工業振興資金、中小商工業轉換資金等の貸出によつて、中小金融機關の資金難を緩和し、或ひは後に述べるやうに、資金難に悩む信用組合、商業組合、工業組合、輸出組合等に對し、系統金融機關より借入を爲す場合元利支拂保證を爲すことによつて信用を與へ、資金の融通をして圓滑ならしめることである。

#### 1 信用保證制度

「中小商工業ノ振興ニ付テハ種々ノ方策アルヘシト雖モ其ノ金融疏通ノ途ヲ企圖スルハ最モ緊要ナルヲ認ム而シテ現在ノ金融難ハ物的信用ノ偏重ニ基因スルヲ以テ之ガ梗塞打開ノ爲ニハ對人信用ヲ主トスル有力ナル機關



ヲ設クルノ外途ナシトス……依テ茲ニ本協會ヲ設立シ廣ク金融機關ヲシテ對人信用貸付ノ新天地ヲ開拓セシメ業者一般ノ振興ニ寄與セントスルモノナリ。」

以上は東京信用保証協會の設立の趣旨である。

東京信用保証協會は會員組織で、東京府、東京市、東京商工會議所、府下の銀行、信託會社、無盡會社、信用組合、商業組合、工業組合、輸出組合等を會員となし、中小商工業者が會員たる金融機關より資金の貸付を受け、之に對し信用の保証をなすこと、信用の保証を爲したる中小商工業者に對し、其の債務繼續期間其の事業經營の指導を爲すことを以て主たる事業とする社団法人である。

信用保証の總額は現在額、壹千萬圓であつて、一人に對する保証額は最高五千圓である。

信用の保証をなす資金の用途は、原料材料又は商品の仕入、貸金支拂等の運轉資金竝に輕易なる設備資金及小部分の轉業資金等にして辨濟期限は三年以内である。

信用の保証に依り資金の借入を受くべき者は東京府内同一の場所に於て同一の營業を引續き一年以上經營する者に限る。

協會は信用の保証に依り資金の借入を爲す者より定期償還の場合は一分、割賦償還の場合は年六厘の信用保証料、金融機關より貸付金額に對し年八厘以下の債權保全料を徴收する。

昭和十二年九月事業開始以來現在昭和十五年四月末日迄の保証実績は次の如くである。

年 度	當該年度又ハ當該月		年度末又ハ月末累計	
	保証申込 件数	保証承認 金額	保証申込 件数	保証承認 金額
十二年度 (自九月至三月)	一、七元	二、八三、五〇〇	一、四三六	二、〇〇〇、七六〇
十三年度 (自四月至三月)	四、四三	八、五三、九〇〇	三、七八五	六、一六五、九六五
十四年度 (自四月至三月)	四、〇〇元	八、五三、三〇〇	三、三三六	五、三五一、七九〇
計	一〇、一七三	一九、八七九、五九〇	八、五五七	一三、五八、五五五
十五年度 (四 月)	二五	四〇、三〇〇	一七	三〇、一八〇〇
			一〇、三七八	一〇、二六六、八六〇
			八、七六六	二三、八二二、三三三

そして協會が今日迄に代位辨濟を爲した金額は、本事業が當初未經験であつたにも拘らず僅かに七二件、六三、一七五圓であつて、保証總額に對する割合は〇・四七％に過ぎない。

協會に對する協會利用の中小商工業者及び金融機關側の要望の二三を摘記すればだいたい次の如くである。

一 資金用途の擴充

資金の用途を現在の運轉資金のみに限らず、一般設備資金、業務擴張資金、轉業資金、舊債整理資金等にも擴張すること。

二 保証限度の擴張



(イ) 現在額壹千萬圓を二千萬圓とするか、限度を設けざること。  
(ロ) 一人に對する保證額を一萬圓に擴張すること。

これは現今の物價高より見ても、また前述資金用途の擴張より見ても當然であらう。

(ハ) 保證期限を五年迄延長すること。これは資金用途の變更に伴ふ當然の考慮である。

### 三 保證料並に保全料の引下

中小金融の金利は能ふ限り低廉であらねばならぬ。にも拘らず實際は銀行利子等に比較して著しく高率である。故に保證料並に保全料等は能ふ限り低率でなければならぬ。保證料、保全料は徴收しないことが理想であるが、協會の現在の經營状態より見て全然無料とするわけには行かないけれども各々年五厘迄引下げること。

### 四 信用の査定嚴に失せざること

保證金額の減額、保證拒絶等の件数は近來増加の傾向にあるが、信用の査定は最も困難な問題ではあるけれども本協會設立の趣旨に鑑み、調査嚴重に失して折角の目的を逸脱せざるよう注意すべきである。

なほ東京市及び府は、協會設立後五年間において、中小工業の金融に關してなした保證について、それぞれ二百五十萬圓を限度とする損失補償を規定してゐる。

京都市においても東京信用保證協會の經驗と実績にならつて、一昨年八月これとほゞ同一の機構をもつた京都

信用保證協會を設立し、神戸市においても社團法人神戸興信融資協會の設立を計畫中である。

## 2 損失補償制度

金融機關が中小工業者に資金を融通し、これに依つて損失を蒙つた場合、その損失を補償して金融機關をして安んじてこれらの中小工業者に對し資金を融通せしめやうとするのが損失補償制度の主眼である。

府縣の損失補償制度は昭和七年以來、三府二十五縣四市に於て施行せられたものであるが更に昭和九年に至り、全國的に、火災、風水害、冷害、旱害等の災厄相次で起り、罹災地の中小工業者の被害甚大であつたため、罹災地中小工業復興資金融通損失補償制度を實施し、政府に於て之を再補償するの途を拓いた。

更にその後政府は一般の補償制度に對しても國家再補償制度を實施して府縣の負擔を軽減しそれによつて金融機關の補償限度を高からしめ、いつそう中小金融の圓滿なる疎通を圖ることとしたのである。

現行の損失補償制度は全國各府縣同一の要綱にもとづいて實施されてゐるものであつて、(註)沖繩縣を除く三府四十二縣及び六大都市(神戸市を除く)において實施中であり、その融通豫定總額は三千五百一十六萬圓であつて、昭和十五年三月末現在における貸出總額は二千四百五十六萬四千圓、その融通總額に對する割合は六九・六%である。

(註)本制度は昭和十二年七月三十一日附を以て商工大藏内務三次官より地方長官宛通牒の「道府縣(又は六大都市)中小



商工業資金融通損失補償制度及中小商工業資金融通損失再補償制度」に基づいてゐる。

この制度の要點は、自治團體の指定する金融機關が、中小商工業資金融通損失補償規定にもとづいて資金を融通し、これによつて損失を受けた場合に、その貸付總額の二割五分を限度としてその損失額を補償する點にある。いま東京市に例をとつていへば、東京市に於ける損失補償制度は、昭和七年實施の臨時中小商工業資金融通損失補償制度が最初のものであり、昨年三月實施の東京市中小商工業資金融通損失補償制度は二度目の施設である。本制度による融通總額は八百八十萬圓であつて、貸出の期間は昭和十四年三月より昭和十七年三月三十一日までである。

次に本制度の要綱を簡単に紹介すれば次の通りである。

一 本制度實施による指定金融機關

東京市内の普通銀行及信用組合にして、勸業銀行、興業銀行、商業組合、工業組合、輸出組合、府下の銀行及信用組合等は府市協定の結果東京府に於て取扱ふ。

東京市の指定金融機關は現在のところ左の四銀行五信用組合である。

第一銀行、三井銀行、金原銀行、十五銀行、信用組合、第一金庫、芝信用組合、第一信用組合、深川信用組合、日本橋區信用組合

一 貸付資源

本制度による貸出金の資源は、金融機關の自己資金及大藏省預金部の中小商工業振興資金及轉換資金等である。但し預金部資金に就いては、その融通條件に依つて貸付られる。

一 借受人の資格

(イ)東京市内の中小商工業者(會社を含む)にして、現に營業を爲しつゝあり且將來その營業を持続する見込確實なるもの。

(ロ)今次支那事變の進展に伴ふ物資需給調整其他の影響を受け、營業の一部若は全部を休廢止することを餘儀なくせられた、中小商工業者(會社を含む)にして、政府若は地方公共團體の補助を受け又は是等關係の轉業相談機關の承認を得たる業務に轉換せんとするもの。

一 貸付の限度及償還期限

一人(又は一會社)二萬圓以内、但し無擔保の場合は一萬圓以内、十ヶ年以内の割賦償還、三ヶ年以内の定期償還。

一 利率並に補償料

利率は年六分以内。但し融通資源が預金部資金の場合は年五分二厘以内。



利子の外に、貸付金に對し年一分（但し轉換資金の貸付に對しては補償料を徴收せず）の損失補償料を金融機關より徴收する。金融機關は補償料を借受人たる中小商工業者より徴收することができる。

一 政府の再補償

東京市が金融機關に對し損失の補償を與へた場合、政府は東京市に對してその補償額の半額を再補償する。従つて政府の再補償限度は、貸出總額八百八十萬圓に對する一割二分五厘、金額百十萬圓である。

政府の再補償に對しては東京市は貸付金に對し年五厘に相當する再補償料を政府へ納入する。

一 損失決定の基準

金融機關が實際に本制度による貸付を爲し損失を生じた場合の損失決定の基準は政府の定むる所に據る。即ち東京市の損失補償規程に準據し、適正に貸付をなして損失を見た場合に規程に基づく損失の補償を與へるものである。

一 補償審査委員會

東京市に補償審査委員會を置き損失額の決定、擔保物の評價その他補償に關する重要な事項等を議せしめ市長がこれを決定する。

次に東京市に於ける損失補償制度の實績は左の通りである。

臨時損失補償制度實績（昭和十五年四月末現在）

融通總額三、九八三、〇〇〇圓（一銀行五二信用組合）償還済額三、六七五、〇〇〇圓 現在額三〇八、〇〇〇圓

損失補償額二、六三六圓（五件）

現行損失補償制度貸付實績（昭和十五年四月末日現在）

融通總額八八八、五〇〇〇圓（四銀行五信用組合）償還済額二九、〇〇〇圓 現在額八五九、五五〇圓

3 資金借入保證制度

資金難に悩んでゐる信用組合を助成することは、ひいて關係信用組合員たる中小商工業者に金融の便益を與へることになるのである。

従來、信用組合がその系統金融機關たる、中央金庫、信用組合聯合會其他銀行等より資金の融通を受くる場合には理事者連帯の個人保證を必要條件とした。過去に於て、弱小信用組合の發展しなかつた原因は種々あらうけれどもその一半は、理事者に個人保證をしてまで組合員に對し金融の疏通を圖らうとする篤志家を得られなかつたことに存すると云つても決して過言ではない。

東京市に於ては此の點に關して去る昭和三年十一月生業資金借入に關する東京市保證條件を設定し、商工信用組合が、産業組合中央金庫より資金の借入を爲す場合、その元利支拂を市長が保證することとしたのである。



まさにこの制度は自治團體が信用組合を助成する劃期的なものである。而して本制度實施以來今日までの実績は左表の通りで、支拂保證を爲したるもの未だ一件もないことは注目すべきことである。

産業資金支拂保證一覽(昭和十五年四月末現在)

金融機關名	保證累計額	償還済額	保證現在額	借入先
十五區商 工信用組合	八、五〇六、〇〇〇	八、一六二、三三〇	三、四四、六六〇	中央金庫
其他の指定信用 組合(一一一組合)	四、四七、八〇〇	五、〇、四六〇	三、九七、三三三	中金、信 聯及日本 晝夜銀行
計	三、九三、八〇〇	八、七二、八〇〇	四、二七一、九九三	

### 五 戦時中小金融政策の進展

長期建設戦に伴ふ戦時經濟の展開といふ國內經濟事情が、弱體中小企業に全面的な影響を與へるものであることは、もちろんいふまでもないことであらうが、世界經濟におけるブロック的對立の傾向がわが國經濟、特に中小企業に對して顯著な影響を與へることもまた見逃してはならぬであらう。

世界は今後おそらく、獨伊、ソ聯、米國及び東亞の四大經濟ブロックに大別せられ、各經濟圏は自らの防衛並に發展のために自給自足經濟の確立に邁進するにちがひないが、そうなれば國防資源及び生産力擴充資材について海外依存度の高いわが國としては相當の打撃を受けざるを得ない。このやうな重要資材の獲得難は、資材の最も有效な利用を要求するものであり、そのためには大企業といへども生産の擴充についての重點主義的統制を受けなければならぬのであつて、その結果一般に操短設備の増加、生産の減退、資本負擔の過重、利潤率低下等の傾向はとうていさけられないであらう。特に中小企業にあつては採算は著しく悪化するであらうし、中には操業の休廢止を餘儀なくされるものも現れてくるに相違ない。

かゝる中小企業の困窮は、金融機關をして必然的に自己防衛の立場よりする貸付の制限ないしは回收を急がせることになるであらうと思はれるが、このやうな融資の回收は中小企業に對して破壊的作用を及ぼすものであることを考へるならば、相當慎重な態度をもつて臨むことが必要である。

合同その他の有效な方策による合理的な整理の進行はもはや避けられない過程であらうが、そのために必要な資金は單なる採算上の立場をはなれて供給をはからなければならぬ。いたづらに目先の利害にのみ眩惑されて、企業利潤のみ追求するといふが如きやり方は、今後の金融界には許されないのであつて、あくまでも公益第一主義の建前にもとづく行動が要請せられるのである。



この點について都新聞（昭和十五年七月十九日）は、「中小工業貸付に重點主義」と題して次のやうに報じてゐるが、これなども明かに金融機關に對する時局的要請の一つの現れと見るべきであらう。いさゝか長きに失するかもしれないが、参考のためこゝに引抄しておきたい。

「興銀では時局の進展に鑑み貸付の重點主義強化策を考究中のところ、先づ第一段の策として中小工業貸付を再検討するに至つたが、これによつて中小工業に對する解釋が一變したのみならず、また其の貸付方針も全く轉換を見る事となり頗る注目されるに至つた。即ち昨秋來興銀は同行中小工業課の貸付に對し種々の方策を講じて重點主義強化に努めつゝあつたもので、中小工業課の鑑定事務の獨立、人員の増強、出張政策等がこれである。しかし今回の措置は特銀として當然止揚し能はざる社會政策的貸付の最小限化を圖つたものとして重視される譯で、左の方法が決定された。

- 一 繼續的資金申込が原則として三十萬圓以上のものはこれを同じ貸付課の取扱ひとする。
- 二 従つて興銀では一時的のものをのぞき、申込金額が右の限界を越えるものに對しては原則として其の産業自體が假令中小工業であつてもこれを大産業一般として取扱ふ。
- 三 資金の用途についても一層徹底的に調査を行ひ、單なる轉業資金よりもより時局産業であるものに對しては、これに對し優先的に貸付を行ふ。

の三項目である。従つて從來では五六十萬圓に上る申込も、産業自體が中小工業であれば中小課で取扱つて居たものを、今回よりかゝる大口の申込に對しては中小工業方面よりのものであつても一般大産業と同様貸付課の扱ひとなる。従つて嚴重な重點主義的立場よりの検討がこれに加へられることとなるのは明かであつて、寸毫も社會政策的取扱ひは行はれなくなるわけで、かゝる方面における資金借入は必然的に制約をうけるに至るは明かである」云々。

その他傳へられる商工省の中小工業共同設備に對する改造修繕費の補助、商工組合中央金庫の機構整備と擴充なども、戦時體制に對應する金融政策の積極化を示すものといはなければならぬ。

現存機關運用の圓滑化をはかり、その組織を擴大強化することは、もちろん緊急の課題ではあるが、しかしながらこんちの戦時經濟的段階はもはやそれだけでは如何ともすることのできないさしせまつた状態に達してゐる。したがつて、より根本的には、先にも一言したやうに、中小金融の綜合的機關の新設による全面的な國家管理といふが如き、思ひきつた革新政策の斷行を考慮すべき段階にきてゐるのである。中小金融政策の新體制確立は、現在では單に問屋、無盡の如き高利資本を整理、統合してこれを適正化するといふだけの姑息な手段によつてはとうてい達し得られるものでないことを注意すべきであらう。



第四編 主要部門の現状と對策



# 第一章 纖維工業

## 一 戰時統制と中小纖維工業

纖維工業は事變までわが國工業生産額の三分の一を占め、全産業中の首位を誇つてゐたが、事變勃發以來重工業部門の躍進をよそに、平和産業として極度の抑壓を加へられ、新設擴張の禁止、原料資材輸入の制限、高率操短等の悪條件のもとに氣息えんえんたる状態に追ひ込められてしまつた。

すなはち、わが國の産業は従來輕工業を樞軸として發展して來たのであつたが、戰時經濟體制のやゝ整備した年と見られる十三年に至つてこの傾向は一變し、金屬工業が總生産額の二三%を占めて首位に上り、紡織工業は

第一表 工場數、職工數及生産額の百分比

紡織工業	工場數		職工數		生産額	
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
	二六・六	二五・〇	三五・二	三〇・四	二五・八	二〇・三



第四編 主要部門の現状と對策

二〇八

工業	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数
金屬工業	九・五	九・九	一〇・六	一一・七	二一・二	二二・八	九・五	九・九
機械器具工業	一三・八	一五・六	二〇・五	二六・八	一五・六	一九・四	一三・八	一五・六
窯業	四・七	四・三	三・八	三・三	二・五	二・一	四・七	四・三
化學工業	五・五	五・五	一一・〇	一〇・〇	一七・八	一七・六	五・五	五・五
製材及木製品工業	九・三	九・五	三・七	三・五	二・三	二・三	九・三	九・五
印刷及製本業	三・六	三・五	二・〇	二・〇	一・七	一・四	三・六	三・五
食料品工業	一五・六	一五・一	六・三	五・九	九・三	九・一	一五・六	一五・一
ガス及電氣業	九・六	〇・六	〇・三	〇・三	三・六	三・八	九・六	〇・六
其他工業	一〇・八	一一・〇	六・四	六・一	〇・二	〇・二	一〇・八	一一・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(工場統計表による)

一〇%に下つて、機械器具工業とほゞその比重を同じくするに至つたのである。

このやうな戦時産業の構造的編成替は、一般民需用物資の使用制限と、十三年初頭より強化された資金調整の效果とによつて拍車をかけられたが、これらの影響はなかつく特に繊維工業部門において顯著に現れてきた。民需品の製造業者はその製品が生産財であると消費財であるとを問はず、事業規模の縮小ないし轉換を餘儀なく

されたのであつて、おびたごしい轉・失業者の發生はその必然的な歸結だつたのである。

第二表 工場数、職工数及生産額の増加率(△=減)

工業	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数	工場数	職工数
紡織工業	六・三三	六・〇二	△〇・二	一〇・三三	九・七三	△五・四	四・二四	三・九四
金屬工業	一〇・七三	一一・三五	一〇・八	三三・四〇	三七・三九	一・八	三・四八	四・六七
機械器具工業	一四・六六	一七・五〇	二二・九	六〇・六四	八〇・四三	一〇・〇	二・五七	三・八二
窯業	四・九〇	四・八六	三・四	一一・八七	一〇・三四	△六・六	四・五	四・三六
化學工業	五・八〇	六・一四	五・八	三三・七九	三三・二五	△〇・一	二・九七	三・四六
製材及木製品工業	七・八〇	一〇・六九	三・八	一〇・八六	一三・八三	五・五	三・七九	四・七四
印刷及製本業	三・八五七	三・九三	一・七	六四・六二	六三・五八	一・六	二・七三	二・七〇
食料品工業	一六・五八	一六・九四	二・七	一八・五〇	一八・六九	二・八	一・五二	一・七六
ガス及電氣業	六・三六	六・六九	五・一	九・二六	一〇・五七	一・三	二・八	四・二四
其他	一一・四九	一二・三九	八・五	一八・八〇	一九・四四	五・六	五・六	七・七
計	一〇六・〇五	一二・三三	五・九	二・九六	三・二五	四・二	九・五	一六・四二

(出所 同上)

第一章 繊維工業

二〇九







其ノ他ノ織物	一、五四三、〇九七	一、五四三、〇九七	一〇〇・〇
莫大 小製造業	八五、二二七、六八二	六九、九八一、四四三	八二・一
麻 眞田製造業	三、〇六八、六七五	二、五七九、三二五	八四・〇
製 綿 業	三五、八七九、八三三	三一、四九三、八四三	八七・七
其ノ他ノ紡織工業	二〇、七一六、六七四	七、七七九、〇七二	三七・五
染色、精練漂白及整理業	二四二、四八九、八九六	一四一、五二五、八八二	五八・三

即ち「絹綿交織物」「其ノ他ノ織物」においては大工場は全然無く、各種織物業、莫大小製造業、麻眞田製造業、製綿業等は中小工業が全體の八割を占めて、殆んどその獨占となつてゐる。工場統計表は五人以下の工場を除外せるにもかゝはらず、なほ中小工業産額の大なることは、纖維工業において中小工業が如何に重大な比重をもつてゐたかを示してゐるものといふことができやう。

このやうな地位に置かれてゐた中小纖維工業は一般に資本的基礎も薄弱であり、したがつて事變による急激な環境の變化に對應するだけの經營上の弾力性にも缺けてゐたのである。それ故、全産業中纖維産業部門の受けた打撃が最も大きかつたことを考へ合はせるならば、これら中小纖維工業が直面した困難にはおそらくは想像以上のものがあつたであらう。直接原料たる綿糸、毛糸、人絹糸、ス・フ糸等が概して大工業によつて生産せられてゐるといふ事情は、これら中小纖維工業を大工場に依存せしめる要因でもあつて、この點からもまた中小企業

困難は倍加せられたやうである。

國內向製品は、現在では特殊のものを除いては綿糸・毛糸は殆んど使用できないが、これに代るべきス・フ糸人絹糸の供給も決して充分ではなく、織物業にあつては休業状態のものが相當數に上つてゐるといはれてゐる。輸出向製品についても、綿布は紡聯加盟會社の賃織を行ふにすぎず、しかもその割當量さへ何らの保證を得てゐない。人絹織物等は一時圓ブロックへ輸出されたが、これもまた最近では制限を受け、その他の第三國向輸出も十四年度にはやゝ好調をとりかへしてはゐるが、最近再び極端な不振状態に沈湎してゐる。また石炭、工業藥品、勞賃等の工場経費は増加してゐるにもかゝはらず、製品價格の公定は利益率を低下させ、採算を悪化せしめてゐる。しかも中小纖維工業においては轉業の餘地少く、大部分は休業、操短によつて窮境を切り抜ける以外には適當な方法がなかつたのである。

纖維工業部門には更に尨大な數の零細な手工業的家内工業の含まれるのを特徴とするが、これらの零細作業場をも調査の對象として網羅する商工省統計表（昭和十三年）は、纖維工業において時局の犠牲が如何にげしい

第五表 纖維工業製造場數比較（商工省統計表による）

昭和十一年	四六、九五	七、五九九	一〇、八八〇	一、五二八	六二九	一一、七四四	六、五五〇
第一章 纖維工業	綿織物	絹織物	麻織物	毛織物	晒	染物	メリヤス製品



第四編 主要部門の現状と對策

昭和十二年	四、五三	六五、五三	九、五三	一、六四	五七	一、七六	六、七六
昭和十三年	三、八六	六五、三九	八、三九	一、五〇	五七九	一〇、七四	六、四七

第六表 纖維工業職工數比較(出所同上)

	綿織物	絹織物	麻織物	毛織物	晒	染物	メリヤ製品
昭和十一年	三九、八一	三〇、五九	一八、三七	五〇、四四	九、四三	七四、五〇	四六、九四七
昭和十二年	三四、〇三四	二四、二九二	一九、〇九	四九、八九〇	九、四九六	七五、七五七	五一、三三三
昭和十三年	二九、二四七	三〇、九三二	一八、〇〇六	四七、二八	七、三三〇	六八、二二六	四九、〇三九

ものであつたかといふこと、いひかへるならば弱小企業に對する整理がいかに進行したかを明瞭に示してゐる。作業場數についていへば、十一年に比して、綿織物工場の一萬三千八十七の減、絹織物工場の七千三百七十の減はなかつく著しいものであらう。(第五表參照)

職工數では、綿織物について三萬六百三十四人、染物について六千四百五十四人の減少である。(第六表參照)生産額においては、綿織物中の白木綿五五%減、金巾三〇%減、綿染物中捺染物四五%減等が目立つてゐる。なほ、職工數を作業場數で除してみると、たとへば綿織物六・二人、麻織物二・二人となり、平均十人以上の従業者を使用するものは、僅に毛織物二八・七人晒一二・七人の二業にすぎない。これをもつてみても、纖維工

業部門に如何に多數の小工業ないしは零細工業が存在してゐるか、明かであらう。

纖維工業(特に綿業)は、國內民需向の被服材料を供給するものとして見る限りでは、まぎれもない典型的な平和産業であるが、「しかもその生産物たるや機械その他の如き基礎的生産手段でもなければ食糧品の如く國民の生活維持に絶対不可欠な消費資料でもないから、同じ平和産業のうちでも戦争經濟に最も縁の薄い民需産業である」(波多野鼎氏「經濟統制」)。しかしながら一面輸出工業として、外貨獲得・輸入軍需資材決濟の手段となるところの、いはゞ間接な軍需工業であることを見逃してはならない。

纖維工業製品がわが國輸出貿易中に占める大きな役割については、もはやこゝに改めて述べるまでもないであらうが、ともかく、十三年度のが輸出貿易總額二十八億九千六百萬圓のうち、纖維關係品は十二億九千四百萬圓で四割四分を占めてゐる(大藏省發表の數字による)。しかも第三國輸出のみについてみると、同年度の對第三國輸出總額十五億二千四百萬圓中、纖維品は十億二千萬圓、割合にして實に六割七分の高率を占めてゐた。このやうに莫大な額に達する纖維關係輸出品のうち、各種織物その他の全製品の壓倒的部分はすでに見たやうに中小工業の生産品である。

第七表に示された品目のみにしても、その輸出額は七億二千八百萬圓に達し、全輸出額の殆んど二〇%に及んでゐる。このほかにもなほ綿毛布、絹タオル、綿袋、漁網その他のおびたゞしい輸出雜品があるが、これらは



第七表 中小纖維工業主要製品輸出額（昭和十四年度）

品目	金額（千圓）
絹織物	四七、三九七
人絹織物	一三七、三五八
綿織物	四〇三、九四六
毛織物	五一、八二一
綿手巾	四、九九三
絹手巾	二、九四〇
綿タオル	九、八三五
メリヤス製品	四〇、二三七
ス・フ織物	二九、一五一

（ダイヤモンド統計年鑑による）

すべて中小纖維工業の生産にかゝるものであり、その總額を合計すれば輸出纖維品のおそらくは七〇%にも達するであらう。

こうみてくると戦時貿易政策上、中小纖維工業の演ずる役割の重要さは實に想像以上に大である。

事變勃發當初、中小纖維工業は戦時編成替の強行に壓倒されて深酷な混亂と動搖を経験したのであつたが、長期建設戦への發展に伴ひ、經濟統制方策がひとまづその軌道に乗ると共に最近では、倒るべきものは倒れ、整理さるべきものは次第に整理されて、少くとも表面的には一應の安定を回復しつゝあるかに見える。しかも、「すべての物資は輸出する瞬間に金に化けまた國産品を輸入物資に取替へるのも一種の産金法である」（津田信吾氏）といふが如き、外貨獲得の戦時經濟的意義についての朝野の認識は、政府をして中小纖維工業に對し積極的な保護助成の政策をとらせることとなつたのである。工業組合の結成ないし強化、軍需工業への轉換指導、原料・動力の確保、配給機構の整備、等はその具體的な現れであつた。

しかしながら中小纖維工業の問題は決してこれをもつてすべてが解決されたのではない。戦時的統制の過程を通じて巨大資本の制覇は刻々に進行しつゝある。

そのうへ、物資動員計畫の完遂を企圖して、國防體制の確立を當面緊急の課題とする國家的立場からは、中小工業に對する社會政策的考慮が第二義的なものとみなされるのも一應は無理のないことであらう。

しかも前に一言したやうに、戦時經濟の進展につれて、原料の入手難、勞働力の不足、金融難、歐洲戰亂の影響による海外市場への輸出伸び悩み等の悪材料は、中小企業に對していよいよ決定的な作用をもちはじめたのである。かうした苦境を切り抜けるためには、こゝでもまた整理・合同による思ひきつた企業の合理化、プー



ル制の採用等、幾多の革新的な方策を斷行して、計畫主義的な生産機構をうち立てる必要があらう。この點からいつても、中小纖維工業がこれからさき受取らねばならぬ打撃や犠牲には、これまでもまして深刻なものがあつたことを覺悟しなければならぬ。

「全企業を便宜數個のブロックに分ちてその合同乃至プール制度の實施を慫慂しその經營及び利潤を統括せしむる」といふ方針は、すでに早くから商工省のとりどころであつて、舊中央物價委員會も十四年十月九日に發表した纖維對策要綱中にこの方針を明示してゐる。

たとへばス・フ工業などは、苛性曹達その他の原料。資材不足のために、民需生産分として割當られた數量さへ製造不可能の状態に陥つており、操業度は極めて低くしかも製品の優劣が著しいため、このまゝ推移するならば、わが國におけるス・フ工業は自滅の道をたどるよりほかはない。

したがつてこれが根本的な對策としては原料パルプの節約、製品の品質向上等の見地からしてもこの際優秀な技術と機械をもつ生産會社に生産を集中せしめるより外にないといふ實狀である。

そしてこの優秀會社への生産集中は結局は合同によつて實現されるわけであるが、商工省では、今直ちに一大合同をなすことは業界の實狀からして適當でないため、その代案として、次の如きプール制の實現を考慮してゐる模様である。

即ちさし當つては全會社を適宜三班乃至四班にわかつてそれぞれの班に責任會社を設け、この會社の責任において班内の自治的統制を行はしめ、資材原料の配給配分等はすべて右責任擔當會社に於て執掌せしめることとし一方ス・フ製造工聯をして之等各班の統制を行はしめる。しかして各班内に適宜輸出専門會社をつくり、同會社が負擔すべき輸出口及び内需向價格との差異により生ずる損失金、及び班内において操業休止を餘儀なくされた能率不良會社の負擔金等はいづれも各班ごとに共同計算を行つて利益金配分を行ひ、その損失を補填せしめやうといふのである。

但しこの實現に當つては、ス・フ人絹兼營會社二十社およびス・フ綿紡兼營會社等の利益金配分を如何にすべきか技術上の難關として殘されて居り、それは結局プール案をス・フ會社のみにとゞめず、人絹ス・フ兩會社同時に實施することによつて解決されるものとみられてゐる。

これとほゞ同様な主張は羊毛工業界にあつてもすでに早くから存在してゐた。東洋生絲社長河崎助太郎氏によると、

『羊毛工業會所屬の會社は現在、大小三十餘社あるが、私はこれを二つか三つに合併する必要があると思つてゐる。それが出來なければ、原料製品共にプール制にして、その息のかゝつたものだけ四つか五つにして仕舞へば工業的にも非常に經濟になるし、統制の上になつても圓滑を期することが出來ると思つて居る。』



私は、兩三年前からこれを主張して來たが、誰もそれを顧みる者がなかつた。恐らく來年下半年頃になつて、業界が本當に悲鳴をあげるやうにならなければ、實行は出來ぬかも知れない。併し業界を救ふ途は、これより外にないと私は固く信じて居る。

その合併の形式に就ては、現在の株價とか配當の問題は第二段として、工場の設備、機械の優劣と云ふ點を、先づ以て第一として、商工省の一部の人と、當業者の有識者の二三の人に裁定を一任して苦情を云はぬといふことで行かなければ巧く行かぬ。株價の高い會社が必ずよい會社であり、安い會社は悪い會社であるとは決まつて居ないのである。だから、母體を中心しないで第三者一任といふことで行かなければならぬ。私は結局今の三十餘社を三つ位にするか、プール制ならば五つ位にするがよいと思ふ。來年下期になれば必ずこの氣運が生れて來ると確信して居る。

羊毛工業の大陸進出に就ても、内地の需給關係を十分に計算して現在の設備の内二十%なり、三十%なりを大陸に持出して運用するがよいと思ふが、併しそれも現在の大藏、商工兩當局の意向では矢張り合併でもした上でなければやり難いと思ふ。これを個々の會社がやることになれば、非難の焦點になると思ふ。結局、前提工作として合併が必要だと云ふことになる。(ダイヤモンド、十四年八月廿四日號)

この河崎氏の合併論は主として事業經營の採算化、統制の圓滑、更に大陸進出上の便宜といふ三點を論據とす

るものだが、合併手續上の方法として、工場の設備、機械の優劣を以て標準となし、裁定に當つては一部商工省役人と、二三の有識業者に一任すべしと主張せられてゐるのはたしかに卓見であると思ふ。

プール制による原料資材の優秀工場集中主義は、現在すでに戦時産業界に於ける滔々たる主流となつてきてゐる。事實またそこまで徹底した革新工作をやらなければ、時局の要望する生産力擴充工作は到底やり遂げられるものではないのである。

自治的統制團體相互の關係についても、まだまだ多分に調整の餘地を残してゐる。ことに政府は最近、輸出入貿易對策として輸出品用原材料及び輸出品買取兩會社を設立することゝなつたが、綿業、人絹工業、羊毛工業に對してはその自主性を尊重して、業界の自治に一任することに根本方針を決定したと傳へられるから、この點からしても、纖維業界における現在の如き機構の不統一は緊急に是正する必要があるわけである。すでに商工省は、紡聯、綿工聯、綿輸聯(綿關係)、絹工聯、人工聯、人絹聯、輸聯(絹・人絹關係)、梳毛糸工組合、毛糸輸出組合、毛織物輸出組合、毛工聯(羊毛關係)等の各代表者を招致して、當局より戦時貿易對策事項を説明した上、纖維業が特殊地位に置かれてゐる點を強調し、各業界の團體が對立・抗争を續けてゐる現状を指摘して、各團體の連絡・協調と反省を要望したといはれてゐる。

「而して一應機構の強化を奨励したうへ、これで効果を示せばこのまゝ進むものと見られるが、なほ利害的對立



抗争を示すときは纖維局と諮り、斷乎たる手段をも考慮してゐる模様である。」(讀賣新聞・七月六日)

いはゆる「七・七禁令」として實施せられた奢侈品等の製造販賣制限規則は、特に絹機業者及び絹織物の染色加工業に對しては殆んど最後のとどめをさしたものといつてもさしつかへあるまい。けれどもこれらの製品は、對策しただけでは國內への流入を禁止して、あげて輸出に轉換することも必ずしも不可能ではないし、傳統の上に發達して來たこれらの技術を保存するといふことも、工藝美術上の見地からして望ましいことであるとすれば、いちがひに禁絶方針を固守せず、むしろ輸出向工藝として外貨獲得に貢献せしめるやう積極的な指導助成の方策を講ずべきではないかと思はれる。

(註)「今回公布された奢侈品等の製造販賣禁止令で最も深刻な打撃を蒙つた全國絹織業者は發令以來全國絹織工聯を中心として(中略)當面の打撃緩和の陳情を商工當局に對して行ふ一方、全絹工聯は勿論各地夫々の立場に於ても目下眞剣に對策を考究中であるが此際最も有効な措置としては製品の市場氾濫を極力防止する以外何等方法がないので、結局全國を擧げて相當期間に亘る休機を斷行することになる模様である。

既に桐生内地織物工組では組合決議により昨十一日より向ふ一ヶ月間の休機を斷行、また五泉内地織物工組でも來る十五日より向ふ一ヶ月間休機することを決議、更に西陣着尺工組も來る廿日頃から十日間休機を決したが、一方全國銘仙聯

盟に於ても十一日午後二時半より日本橋實業會館に緊急協議會を開催、既製品の處置、問屋返品等の重要問題と共に休機斷行について全組合員に諮つたところ滿場一致を以て實施することに決定(中略)。

斯くて強力な時局の潮流は遂に未だ曾て無かつた全國絹織業者の一齊長期休機を斷行せしめる形勢にある」云々。

(都新聞・七月十二日)

## 二 大資本の進出と中小纖維工業

昭和十三年七月一日に輸出綿製品配給統制規則が公布され、各紡績會社を主體とする個人リンク制が實施されるに至つて綿業統制の機構は一應の整備を見ることがなつたのであるが、右規則の要點は

- (一) 紡績會社は綿糸、綿布(雜品を除く)の生産いつさいの指導權を有し、各々その製品を直接輸出、もしくは輸出商に販賣した數量に應じて原棉の輸入爲替を取得する。
  - (二) 輸出商は紡績業者から購入せる綿糸布を二ヶ月以内に輸出する義務を負ふ。
  - (三) 綿糸布輸出と原綿輸入との個人リンク制により、輸出振興のために自由競争をなさしめる。
  - (四) 紡績業者以外は自己の計算による生産を禁止する。
- 等の諸點にあつた。これによつて綿業機構は根本的に改編されたが、特に綿工聯所屬の中小綿織物工業者は輸



出貿易より完全に除外され、ことごとくその獨立性を喪失して紡績資本に從屬することとなつた。即ち紡績會社と賃織契約を結び、工賃の支拂を受けて製織を行ふところの單なる賃織業者の地位に轉落してしまつたのである。中小機業者の團體である綿工聯の結成は、「(一)中小機業が輸出産業として發達し重要な位置を占むるに至つたので堅實にして穩健な發達を遂げしめるため保護助長の必要を生じたこと、(二)紡績資本の壓迫及び問屋資本の搾取を結束力をもつて防衛せしめること、(三)同業競争にもとづく粗製濫造の弊害を防遏して製品品質の向上統一を計るべきこと、(四)同業競争の派生的現象である労働條件の悪化を防止して從業労働者の福祉を増進することなどの諸事由による」(朝日・經濟部「再編成過程の日本經濟」)ものであつて、生産統制權と綿織物検査權とを楯に、設立以來たえず紡績資本に向つて逆襲的態度に出たのであつたが、現在では僅に賃織幹旋及び原料糸配給機關として存続するに過ぎない。しかもその機能の點においては、紡聯の加入(十四年一月十日)、織布兼營紡績三十三社の單獨加入一括申込(十四年一月十九日)によつて、綿工聯はもはや實質的に壊滅したものと云つてもあへて過言ではないであらう。

中小機業者は從來の如く自己の責任において原糸の購入、製品の販賣をなすことができず、原糸は紡績會社より直接に配給せられ、製品はまた紡績會社の名において輸出商に引渡される。その結果、紡績會社と機業者との間に介在した仲間商人としての綿布商は排除せられ、更にまた紡績會社と賃織契約を結ぶものが機業者自身である關係から、製造問屋の從來の地盤も消滅してしまつた。(註)

(註) もつとも、これによつて從來の取引機構及び生産機構が實質的に清算されてしまつたわけではない。瀧谷善一、藤井茂兩氏の調査によれば、播州及び遠州においては、綿布商は紡績會社の出張員又は仲立人として紡績會社に包攝せられ、紡績會社の名において從來どほりの取引方法を繼續し、特に遠州においては、製造問屋による賃織業者の新しい支配が制度的に認められ、更に一段の擴張を見たといはれる(「我國綿織物工業の輸出伸張力」國民經濟雜誌六八卷三號)。

しかしながら、綿業機構は戰時統制によつてこのやうに決定的な變貌をとげたにもかゝらず、わが國輸出品中の首位を占める綿織物の重要な部分は、今なほ依然として中小工業によつて生産せられてゐる。工場數及び職工數についても、昭和十二年においては、第一表の如く、中小工業に屬するものがそれぞれ九五・七%及び五二%で、工場數は絶對多數を占め、職工數も又大工業に從業せるものに比して稍大であつた。

第一表 綿織物工業生産規模(昭和十二年)

工業の規模(使用職工數)	工場數	同上百分比	職工總數	同上百分比
五人以上	二,三九六	(四、四六二)	一四,五六三	(四八、六八八)
一〇人	八八九	八三・九%	一〇,五一四	三二・〇%
一五人	一,一七七		二二,六一一	
第一章 纖維工業			二二五	



第四編 主要部門の現状と対策

二二六

工業の規模(使用職工数)	生産額	同 上 百 分 比
三〇人—五〇人	四一〇	(六二五)
五〇人—一〇〇人	二二五	一五、五八二
一〇〇人—二〇〇人	一三二	一四、九四一
二〇〇人—五〇〇人	六四	一七、六九四
五〇〇人—一、〇〇〇人	一九	一八、六五三
一、〇〇〇人以上	一五	一三、〇二四
合 計	五、三一七	二二、七〇四
	一〇〇・〇%	一五二、二八六
		一〇〇・〇%

(工場統計表に據る)

第二表 綿織物工業規模別生産額(昭和十二年)

工業の規模(使用職工数)	生産額	同 上 百 分 比
五人以上一〇人未満	四九、七六四、九九七	(二七七、七二八、八九四)
一〇人—一五人	三五、四二八、二四三	二一・二%
一五人—三〇人	九二、五二五、六五四	(一五八、五六〇、六四一)
三〇人—五〇人	六九、九〇二、四六六	一八・八%
五〇人—一〇〇人	八八、六五八、一七五	
合 計	八四二、二〇四、四三八	一〇〇・〇%

(出所同上)

一〇〇人—二〇〇人	一〇六、八二九、一〇四	(五〇五、九二四、九〇三)
二〇〇人—五〇〇人	一一四、一〇五、〇八四	六〇・一%
五〇〇人—一、〇〇〇人	一〇五、四三二、七五九	
一、〇〇〇人以上	一七九、五五七、九五六	
合 計	八四二、二〇四、四三八	一〇〇・〇%

もつとも生産額の點より見れば、工場統計表に現れた限りでは、中小工業の生産にかゝるものは全体の三九・九%を占めるにすぎないが、しかしながらこれを更に擴張して、使用職工数五人未満の零細な家内工業の生産額を附加して考へるならば、比重は變つて中小工業の優位となる。今、便宜上、商工省統計表に示されたわが國綿織物の總生産高約十一億圓と、前掲工場統計表の合計生産額との差額を以て零細工業の生産額を表はすものと推定すれば、その額は二億七千萬圓となり、これを加へた場合における生産額の百分比を求めると、零細工業二四・三%、小工業一五・九%、中工業一三・九%、三者を合計して五四・一%となり、大工業の四五・九%よりも大となるのである。この點からすれば綿織物工業をもつて、中小工業に屬するものと見てもあへてさしつかへはないであらう。

製織工程が單純で、大量生産に適する生地綿布及び晒綿布は紡績會社の兼營する大工場又は專業の大工業によ



つて生産せられるが、工程が複雑であつて大量生産に適しない糸染、反染、及び捺染綿布は大部分中小工業によつて生産せられる。これらの綿布はその製織技術上組織的な大工場の機械力の應用に適せず、手工業的な操作にまつものが多いのであつて、普通には細番手原糸を使用する比較的高級な綿布に屬するものである。ことに糸染綿布については、海上よりの一口注文量も少く、また市場・用途・消費慣習等に應じて特殊の品質や縞柄や意匠などを必要とする關係上、見込にもとづく大量生産には適しないのであつて、主として注文生産によつてゐる。この點からもまた輸出用高級綿布の生産には、中小工業が最も適當した生産形態となつて來るのである。

その上更に、中小織物工業は家内工業的性質を帯びてゐて、家族従業員を使用することが多く、また織物工業地帯が主として地方都市又は町村に發達してゐる關係から、農村の休閒勞働力を利用することもできる。したがつて一般職工についてもその賃銀は農村の生活費を標準とするために、一般に大工業都市における大規模工場に比して低く、特に十人以下の職工を使用する場合には工場法の適用を免れる等の關係もあつて、勞働費用節減の見地から、輸出市場における外國との價格競争において極めて有利な立場に立つことができるのである。

それ故、これらの中小機業の没落と衰退は外貨獲得を當面の課題とする戰時貿易政策の觀點からも、決してゆるがせにすることはできない。

現行の個人リンク制は各紡績會社の自由競争による輸出増進を主眼としたものであつたため、各會社は勢ひ原

棉獲得に急なるあまり、原棉回轉率の高い生地綿布なかんづく特に下級綿布の輸出にはしつたのであるが、これは原料の轉輸出にも等しいのであつて、輸出品單價は著しく下落した。その結果としての中小機業者への原糸配給の減少、製織自由の制限は、綿工聯傘下の各業者に大きな打撃を與へたのである。中小機業者への原料配給の確保といふことは、そのためさし迫つた緊急の問題となつて來た。原料配給確保の必要は賃織業者の工賃引上の要求と結びついて、綿工聯方面における輸出専門工場指定制の要望となつて現れて來たが、この制度の實施によつて、重點主義による優秀工場への生産集中、輸出優先主義の徹底が實現されやうとしてゐる。プール組織による企業の合理化、工業小組合制度の上に立つ零細工業の集中化等の諸對策も現在すでに具體的な日程に上つて來た。

個人リンク制度の改訂による原料供給の圓滑化も、綿業生産機構の全體的な計畫化のためには充分研究しなければならぬ問題であらうが、とにかく生産計畫化の過程を通じて、紡績・製織・加工の一貫作業擴大による巨資本の支配は今後とも漸次に増大するものとみななければならぬ。このやうな傾向に對應して中小機業の困難な立場を幾ぶんでも緩和するためには、業者としては、從來中小機業のもつてゐた設備を積極的に生かすこと、技術の高度化によつて海外市場における土着工業製品を壓倒するやうな輸出向高級製品の創出を心がけることなどが、まづ何よりも必要なことであらう。



國內向綿布用の小幅織機は、國內民需向製織の減退によつて、現在その半數以上が休止の状態にあり、遠州地方だけでも約一萬臺の機械が休業してゐるといはれるが、これなどもタオル・ハンカチ等の小幅物以外に新製品の研究・發見によつて、どしどし輸出製織に轉用する方法を考へなければならぬ。

戦時綿業統制の強行によつてひき起された紡績大資本の制覇の影響は、單に綿工聯盟の中小製織業者と仲間商人のみにとゞまらなかつた。自らは織布を兼營せず、生産した綿糸を機業者に販賣する中小紡績會社もまた相當の痛手を蒙らざるを得なかつたのである。機械設備は一般に能率劣悪であるにもかゝらず、その改良ないし増設は臨時資金調整法（十二年九月十日公布）と、纖維工業設備に関する許可制（商工省令・十三年二月十八日公布）によつて法的にも著しく制限せられ、資材不足のために事實上また不可能でもあつた。輸出製品における採算割れの負擔を、これらの機械設備の劣悪なしかも商標の確立してゐない中小紡績業製品がその一身に引受けなければならなかつたことはいふまでもない。優秀な設備と綿布一貫作業を誇る大企業の攻勢にたえて激烈な輸出競争に臨むことが、いかに困難であるかはみやすい道理であらう。最近大企業への合併・合同が急増したのはこの間の事情を物語るものである。

原料入手難の打撃は各産業を通じて著しいが、纖維工業部門においてはなかなづくメリヤス製造業、染色加工業について顯著である。

メリヤス製造業はその年産額約一億一千九百萬圓（三十三年度）その八〇%以上が中小工業の生産によるものであつて、典型的な中小工業であるが、製品の約三分の一は輸出せられてゐる。（註）

（註） 商工省統計表及び外國貿易月表による。

原糸の配給は糸配給統制規則（十四年一月二十五日）によつて、切符割當制が實施せられており、現在では纖維需給調整協議會において製品別に毎月の配給數量が決定せられるから、配給の機構は一應の整備を見たわけであるが、その配給量は絶對的に減少してゐる。附屬品の補給も極めて困難であり、編機の眞鍮釜をはじめとしてミシン針、起毛針等は國産代用品でさへ、充分な供給は當分望めそうもない。その上、股販産業へ轉出した勞働者の補充も加つて、現在大部分は六〇%の操業を行つてゐるにすぎない有様である。内地向製品の加工賃は輸出向製品の二倍ないし三倍に騰貴してゐるといはれるが、このやうな不均衡は輸出振興のためまへからは當然是正されなければならぬ。こゝでもまた輸出優先主義の採用によつて、原料配給の確保、輸出実績に對する奨励金の附與等の積極的な助成策と、製品を高級化することによつて市場を支配しようとする業者の熱意とがない限り、前途の打開はなかなか困難であるやうに思はれる。

染色加工業（註）もまた晒加工を除けば流行に左右されることが多く、大量生産には不適當であつて、固定設備は比較的小資本でこと足りるために、一般には中小經營の形態をとり、殆んど全部が問屋からの下請による賃加



工である。

(註) 綿布のみならず絹・人絹及びスフに關係してゐる。

工場統計表によれば昭和十三年において、染色加工（染色、精練、漂白、整理）工場数は三千六百三十六、従業員七萬八千人、加工賃總額は二億七千四百萬圓に達してゐる。一工場當りの平均従業員は僅かに二十一一人餘にすぎず、しかも職工五人以上十人未満の工場数は二千四百四十五で、工場總数の五九%を占めてゐた。京都友禪工業組合の一工場當りの平均職工数が昨年二月現在で五・二人にすぎないのを見ても、五人以下の職工を使用する零細工場がおびたゞしい數に上るであらうことは容易に想像される。

この部門においてもまた染料・生地その他の原料物資の不足、偏在、勞働力の不足等は弱少工場に對して破滅的な影響を及ぼしてゐるが、その上更に輸出採算悪化に伴ふ加工賃の低下があり、綿工聯による加工數量割當統制の廢止と共に、資本力の脆弱な染色業者への負擔は最近次第に加重されてゐたのである。巨大資本の、紡績から加工への一貫作業の完成も、中小染色業の分野を漸次蠶食してゐて、事變後は特に浸染及び捺染部門への進出が著しいといはれる。最近の綿染聯調査によれば紡績資本による浸染は全體の二五・八%、捺染は三五%を占めてゐる。

戦時經濟の逼迫と、大資本の進出とによる重壓は現在すでに中小の染色加工工業を最後の段階に追ひつめてゐる

状態であつて、何らかの形で編成替ないし整理が斷行されないことには、弱體工場の破綻はとうてい免れうべくもない。染色加工製品が輸外向纖維製品の主要部分をなすものであつて、例へば本年第一四半期の加工綿布輸出高が總綿布輸出高の六六・三%、金額で七三%を占めてゐるといふ事實からしても、この際現状打開の確乎たる對策を樹立することは極めて緊要なものとなつてくるであらう。それでは染色加工工業の再編成はいつたいいかなる方向をめざしてゐるか。具體的な調整の方策があるかどうか。この點について最近の東洋經濟新報誌に甚だ示唆に富んだ意見があるから、参考のために引用しておこう。

「斯業の事業轉換は實際問題として不可能に近い。中小規模經營にとつては、輸出も内地も困難を伴ふ現状では偶然的な機會でもない限り、重工業等への轉換（その例も二、三あるが）は出來難いのだ。唯、設備の大陸移駐は、有力な問屋による設備の買収の形で相當行はれてゐる。

以上の如く、輸出勵行の線に沿つて紡績資本或ひは大商業資本と合體するか、産地との直接取引を行つて中間商人を排除するか、外地化を行ふかが、斯業が既に行ひつゝある再編成の方向である。能率的な染工場に對して第一の方向が更に促進されることは當然でもあり望ましいことでもある。現に紡績等の染工場が全能力を發揮すれば、我が國加工綿布輸出量の八割を加工し得ると云はれてゐる。尤も人絹、絹織物の部門に在つてはこの方向は綿業に於けるよりもはるかに困難である。が、それも紡績資本を中心とする纖維トラストの形態に於て部分的



には解決されて居り、他は染工聯が實施しつつある様なプール制の方法で或る程度の解決を見てゐる。産地と染工場の直接取引も眞に止むを得ないことではあるが、物資不足の状態がより進めばどうなるか。こゝでもプール制から進んで經營の合同による合理化が極力推奨されるべきだらう。大陸への設備移駐も以上の線に沿つて行はるべきだ。綿部門に於ける別珍、コール天、ネル、絹部門に於ける友禪の如き本來大量生産が殆んど不可能な部門が最後に残るが、それには特別な對策が講ぜられねばならない。

以上の如き諸對策が如何に講ぜられやうとも落伍者の生ずるのは充分豫想されることだ。紡績、人絹、製糸、羊毛等の各工業の中の巨大經營が纖維トラストを結成して一貫作業を行ひ、それに中小染色加工工業が吸収され盡すのは眞に理想的な形態であらう。然し、それは、全面的には實現し得ぬことで、落伍者の救済は到底染色加工工業乃至は纖維工業のみが獨力で解決し得る問題ではない様だ。」

(東洋經濟新報・十五年六月二十九日號)

## 第二章 機械工業

### 一 中小機械工業の動員

機械工業に於ける中小工業は、部分品、附屬品等の下請工業の形で廣汎に普及し、こゝに特に中小機械工業の存続性があることは先にも見たところであるが、この他にも紡績機械器具、化學工業用機械器具、電氣機械器具、工作機械、ラヂオ、電池、農業用機械器具、土木建築機械器具、窯業用機械、製紙機械器具、蓄音器、自轉車、食糧品製造加工用機械器具、印刷及製本機械器具、その他製造加工用機械器具、度量衡器、時計、事務用器械、醫療器械、照明用機械器具等の部門には中小企業が壓倒的である。これらは小資本で、原料に多額を要せず、比較的加工的要素を含む部門である故、獨立的に經營し得るし、それに低賃銀を武器として國內のみならず、海外市場へ迄、爲替下落を契機として發展して居たのである。

ところが事變による鐵鋼配給統制と鐵鋼製品製造制限でこれらの製品は大部分制限乃至禁止の憂目に會ひ大打撃を蒙るに至つた。さらに最近は原料、資材勞働力の不足につれて重點主義が採用され、時局向機器及び優秀工



場に原料及資材勞働力が優先的に配給されるやうになり、また鑄物製造設備並に機械設備の制限によつて中小メーカーの擴張はおさえられ一層窮迫をづけるに至つた。

そこでこれらの犠牲業者は何等かの轉換策を講ずる必要に迫られたのであるが、そのうち軍需工業への轉換が最も容易であり、又有利である。といふのは此の方面では大工業の生産力が著しく不足して居り、中小機械工業も旋盤、ミールリング、ボール盤、研磨盤等の現在の設備をそのままにして、作業内容を轉換しさえすれば兵器及びその部分品を製造することが出来るからである。この點機械工業は他の何れの部分よりも轉換が容易とされてゐるのである。元來近代戦に用ふべき機械化された軍需品の生産に最も重要な點は、機密の保持と設備技能の優秀と、大量の生産である。したがつて機械工業の軍需動員は大工場に向けられるのを原則とするのであるが、我國においては大工場の生産力が著しく不足してゐる受注品の長期納化、消化難を來して、生産力擴充に重大な支障を與へてゐる有様なので、こゝに中小工場の生産設備を動員することが絶対必要となつてゐる。特に下請工業、部分品工業の形で中小機械工業の動員は先に見た如く絶対に必要であり、こゝに中小機械工業の存続性は充分根據を持つてゐるわけである。

しかも中小機械工業は大部分戦時編成替によつて禁止された平和産業用機品の生産に従事してゐたため大打撃を蒙つて居り、大企業のように資金も信用もなく、技術も貧弱で受注のあてもないので、轉換したくてもしよう

がなく、徒らに生産設備を遊休せしめてゐる。かうした犠牲産業を救済するためにも中小工業の動員は國防産業擴充上必要な工作である。しかし我國の中小機械工業はドイツ等のそれと比べては著しく幼稚で能率も劣つてゐるし、品質も信用のおけるものは少いので、現状のままではその動員上の効果は極めて微々たらざるを得ない。

(イ) 組合的合理化 中小工業を効果的に動員するためには多數中小工場を組織化し、その作業能力を集合して、その能力の充分なる發揮を計るやうにしなければならない。

これについてはドイツで完成カルテル、又は専門化カルテルと呼ばれてゐる組合的合理化の方法が大いに参考となるであらう。ドイツでは例へば中小工業者が寄り集まつて組合をつくり、工場アパートといったやうな施設をする。つまり、一つのアパートをつくり中小機械工業者が其處へ集つて、共同設備を用ひて各部分品を分業的に造つて行く、さうして出來上つた部分品をそのアパートの中で纏めて、一つの製品として外に賣出すとかういふやうな事をやつてゐる。それから、又やはり組合で一つの纏つた機械の注文を引受け、その部分品は、組合員に銘々分業的に受持させて造らしめ、出來上つた部分品を持寄つて、一つの完成した機械に組立てゝ引渡すといふやうなやり方も、盛んにやつてゐる。かういふ風になると、銘々の仕事の分野が夫々専門的に決まつて能率が擧るし、全體としての協力も、うまく出來るので、全能力が非常に大きくなるのである。國家としてもそれを援け、それに對して色々助成金などを出したりして、盛んに援助してゐるやうである。



(ロ) 工程別分解作業の導入 尙中小機械工業の貧弱な技術に適合するためには、部分品製作より一層作業を單純化して作業を各部分品の工程別に加工させる所謂工程別分解作業の方法をとることが絶対に必要である。たとへばモーターを作るならばこれを出来るだけ多數の部分品と作業工程に分解し、組合員のうちその技術設備が適當なものにその單純化された工程の一種以上五種位までの加工工作を夫々受けもたせるやうにする。かういふ風にするると極く零細な町工場まで軍需生産に動員することが出来るやうになるのである。たゞしこの工程別分解作業の難點とされるところは多數に分解し別々に作業すると納期に確實性を期待出来ぬのではないかといふ點、及び分解作業可能の部分品を實際にはどういふ風にすればいゝかといふ點である。これがためには組合の指導者が優秀な人物であることを要し、又官廳乃至公共機關の積極的な指導が要望される。S型工作機械の公開を機に、かうした工程別分解作業による聯合製作乃至分業製作が行はれるに至つたし、又かの軍部の「地方統制工業」においては、軍部指導の下にこの工程分解作業が實施され非常な好成績をおさめてゐる。

(ハ) 合同 尤もこの組合的合理化はドイツのやうな組合精神の非常に發達したところのみに可能であつて、組合員各自が共存共榮の共同精神を充分體得したのでなければブル計算その他の組合業務は行ひ難い。我が國ではかうした訓練が從來全然行はれてゐないから、この組合的合理化は軍部、官廳のたえざる指導監督を必要とし、現下の焦眉の事態には間にあはない。むしろ先に見たやうに最近我が國の各地に行はれてゐる中小工業の合

同計畫の方がヨリ我が國の國情になつてゐるであらう。この合同は、各自の設備を現物出資の形式により、共同工場に持ち寄り整備するもので、斯うすれば資金も僅かで済み、而も作業の合理化により技術の向上の經營の良化を招來しうるのである

## 二 中小機械工業再編成

次に事變によつて中小機械工業がいかになら編成されたかを見よう。從來我國の中小機械工業位無統制を極めたものはなく、その製作する機種は雜然として、極めて多岐に亘つてゐた。これはこれまで國內市場が狹隘で、一定の製品の恒常的な需要が期待出来なかつたため僅かな手間賃目當てに種々の製品の注文下請に應じるやうにしたからである。そのため工場の機械、設備も種々な製品の製作に向く様雜多に設備され、極めて不統一、不合理で特殊化、専門化が甚だ遅れてゐる。かうしたやり方はどんなものでも製作出来るけれども、優秀な機械を大量に生産することは出来ず、しかも製品のコストを高め、品質の向上をも妨げるのである。

ところが遺憾なことには、大抵の工場がこの方針をとつて來たため、一定の製品の需要が恒常的になつた今日でもこの慣習に束縛されて、その不合理なことを知りながら、容易にこれを改めることが出来ず、そのため相互の競争がはげしくなるばかりである。かういふ風に雜然たる企業が萬屋式に亂闘してゐるは、どの企業の能率も



甚だしく削減されざるを得ない。このやうな有様では現下の旺盛な生産力擴充に應じ得ないのは當然である。

しかし事變による統制の強化は、これら無統制の中小機械工業を放置しておく筈はなかつた。次々に施行された戦時法令にあつて益々中小工業は再編成され、時局の線に沿つて出来る限り動員されることになつたのである。この中小機械工業の戦時編成替を最も強力に推進したものは何と云つても鐵鋼配給統制である。即ち政府では不足せる鐵鋼を緊急部門へ集中、需給の調整をはかるために十三年二月鐵鋼統制協議會を設置し、鐵の生産配給及び消費の統制に乗り出したが、機械工業界に對する鐵鋼配給方法として各機械工業部門の主要メーカー約六十社によつて鐵鋼配給會を組織せしめ、一方全國の中小メーカーには先づ工業組合を組織せしめた上これを府縣別聯合會に纏め、更にこれを全國聯合會たる日本鐵工聯に結成する方針の下に、十三年初め頃から準備を開始し五月頃には一應組織を整へ、配給會は六月から割當制を實施したが、日本鐵工聯の方も七月鐵鋼配給統制規則の公布と共に割當制および切符制を實施した。

その後大メーカーの配給會は組織を強化するため加盟會社を夫々業種別に工業組合に改組し、日本機械製造工業組合聯合會を結成したが、これと同時に中小メーカーを一層組織化して、動員を効果的にする必要が生じ、ここに府縣工聯傘下の中のメーカーの中から重要機種を製作するメーカーをピックアップして、その業種別組合をつくることゝなつた。その骨子は次の如きものである。

(一) 府工聯所屬の機械製造業者中、生産擴充用機械の製造業者にして、一定規模以上のものは、夫々品目別の組合を再組織する。

(二) 右の生産擴充用機械の主要品目は差當り左の通りである。

電氣機器、製鐵用機器、鑛山用機器、工作機械、化學工業用機器、輸送器、ポンプ、自動車、蒸氣罐、風力機器、鋼球軸受鍛工品、可鍛鑄物、通信機器、鍛壓用機器

(三) 各品目別の組合は中央に一つの日本的聯合會を作りこれに加入する。日本工作機械工業組合聯合會、日本電氣機器製造工業組合聯合會等の如きものがこれである。

而して、之等の聯合會は、何れも日本鐵工聯に加入して機械工聯と共に、鐵工聯の統制に服する。

(四) 各品目別工業組合系統への鐵鋼配給は日本鐵工聯から工聯へ對してなされる。各工聯は、府縣工聯を通じて、これを所屬組合へ配當する。

而してその方法は

(一) 各組合員は機械の生産を爲すに先ち、受註についてその明細を記載した書類を以て各府縣に組織される當該機器の配給統制協議會の査定を受ける。この協議會は、當該府縣及關係府縣の係官及び、生産業者、機械を必要とする者等から成るもので、府縣廳が主催する。



(二) 右協議会で時局に照し必要なりと認定し、可決されたものは受註を確定し、組合は材料の申請をなし、割當票を貰ふ、然らざる機械に對しては、原材料の配給が出来ない。

(三) 協議會では、單に機械の種類のみならず、その用途使用箇所までも調査して可否を決する。軍需、生産擴充、輸出等のものにして時期的に見て緊急なものを優先的に製造せしめるやうにコントロールをする。

業種別組合より取残された弱小業者は今後はどうなるであらうか。

之等の弱小業者は府縣工聯所屬の組合に残ることになるのであるが、之等の組合への鐵鋼割當は相當減少するものと見なければならぬ、即ち材料の愈よ逼迫を告げてゐる際にだけに材料割當は主として機械工聯及び業種別組合側に多く流れ、府縣工場關係は僅少となるものと見られる。

茲に於て之等弱小業者を救ふ途がなければならず、商工省は業種別組合設立と同時に之等弱小業者に對する方策を決定した。

それは弱小業者に對する下請を確保することである、即ち機械工聯所屬組合員並に業種別組合員に對しては下請發注を機械的に行はしめるのである。

これは機械工聯に於ては既に實施し、鐵鋼割當額の二割を最低下請發注量とした結果三、四割の發注に達し成績は頗る良好である。然しこれは機械工聯所屬會社は現在非常に旺盛な注文に恵まれ、自家工場に於ては到底そ

れに應じ得ないといふ事情に依ること大きな原因を有してゐるのであるが商工省としては少くとも如何なる場合も最低義務數量までは下請を發注せしめる方針である。業種別組合にも同様に義務づける爲機器配給協議會内に下請委員會を設けて業種別組合代表、下請團體代表、府縣關係官を参加せしめ下請發注を圖らしめることにしてゐる、つまり業種別組合は下請團體との間で下請發注數量の協定を行つて下請委員會の承認を得ることになつたのである。而して業種別組合は右協定數量を組合員に割當てその強制發注を行はしめる。

斯くして下請の確立に依つて弱小業者の經營を維持せんとするのであるが、この場合材料付下請であるために動もすれば親工場側の專横に流れ、下請業者を壓迫することも豫想される。よつて之を防ぐために下請委員會をして加工費を調整せしめ、その不當な切下げを防ぐのである。

このやうにして下請を發注することに方針は決まつたが、實際的效果は今後の成績を見なければわからない、特に下請委員會の運營如何が頗る重視されるのである。

### 三 中小工作機械業の濫立と整理

事變以來工作機械は兵器をつくる機械として、又機械をつくる機械として、生産力擴充の根本要素であるため、その需要は飛躍的に増力したので、政府も製造事業法を制定して十七社十九工場を許可會社として、種々の恩典



を興へて助成し、一意増産に邁進してゐるが、更にこの増産を圓滑ならしめるため組合を設立し、機械工の養成を計り、或は中小工場向上のために設計圖を公開する等種々の助成策を行つて來た。しかし工作機械に對する需要は増加の一途を辿るばかりであり、需給が著しく逼迫して、その價格も昂騰するに至つたので、これに乗じて工作機械工場の新設、増設されるもの簇出し、現在では全國で二千を數へられる至つた。

しかしながら新設された工場は大部分未経験な小工場で、工作機械の需要激増に乗じたものであり、したがつて比較的製作し易い簡易工作機械しか製作しないので、眞に時局の要求する精密工作機械の不足は解決されず、依然として大部分海外に依存してゐる有様である。しかも右のやうな急擴張の餘弊は早くも製品の劣悪化粗製濫造といふ事態を惹起し、これらはその品質がスクラップに等しいため莫大を滞貨となつてしまつた。そこで一時的な儲けにつられて亂立し、スクラップに等しいやうな製品を作つて資材を濫費し、莫大な滞貨を來した群小工場の整理統合が絶對的に必要となつた。

政府では先に許可會社を以て日本工作機械製造工業組合を結成せしめたが、最近中小工場の整理統合のため比較的優秀な工場を約三百指定して東京、大阪、愛知、静岡、兵庫、神奈川、新潟の七ヶ所に第一工作機械工業組合を結成せしめ殘餘は第二組合としたが、整理統合は單に段階づけただけでは整理統合にはならない。これに就て池貝鐵工所常務取締役今井四郎氏は次の如く主張されてゐるが、流石その途のエキスパートの提案であるだけ、

傾聴に値する意見であり、筆者は全幅の讚意を表するものである。即ち氏は中小工場をその規模、技術水準によつて三段階に分け、それについて夫々の對策を述べられる。

「第一に、比較的優秀なものは大量生産的用途の専用工作機械、生産的な汎用簡易工作機械を製造せしむる事。此種機械は、特殊な高級技術を必要としないのみならず國家が或る方策の下に、全體的の機種及び其數量の決定をなし、大工場に命じて設計圖製作圖を作らしめ、此種工場に配布し、デグ、フキスチュアを使用せしめて、製造せしめることにある。

且亦、此種機械は資材關係よりみても、取得困難なる合金鋼、球軸承等を使用せざるを以て、同時に資材の節約ともなるのである。

第二に、前部類に屬する工場よりも、更に技術水準の低い工場に對しては、工作機械の部分品或は部分組立單位の工場たらしむる事である。

これがためには、地域的に或る限界を設け、主力工場の傘下に入らしめ、主力工場はその國家に依り承認を得たる機種に依る製造計畫に従ひ、各部分或は一つの組立單位を數量的に定め、デグ・フキスチュアを供給して、單一製造をなさしめ主力工場は、夫れ等部分或は組立を綜合する大組立工場を設置するのである。

第三には、右二項に適合しない小工場の場合、工作機械製造作業を中止、或は轉業せしむるも止むを得ぬ次



第である。』云々——

第三の不適當工場の廢止については非難があるかも知れぬが、時局に便乘して厚顔無恥にも全然無經驗で乗り出して來た者が多いので、これ位の痛棒は必要であらう。

#### 四 自轉車工業

自轉車及同部分品工業は、我が機械工業の中でも典型的な中小工業で、その製造工程は統制ある専門製作化を行ひ、規格の統一もよく行はれてゐるので、優秀な製品を低廉に大量生産し、東洋のみならず歐米にも廣く進出してゐるのである。

先づ昭和六年日本自轉車工業組合聯合會が創立され、ハンドル、ブレーキからベタル、リム、チエン等に至るまで生産統制を行つて、此等品種が全国的に過不足なき様生産されるやうに割當て、販賣統制も地方別に需給調を行ひ、更に品質向上のため強制的に全自轉車製品に對して検査を施行し、また自轉車輸出組合及び自轉車輸出協會を結成して海外市場の開拓、製品の検査、包装、荷造の検査、共同倉庫の設置等によつて大いに輸出を振興し、自主的な工業組合の結成によつて從來の不當な問屋の中間搾取から脱する等、自轉車工業は中小工業の模範的なものとさへされてゐるのである。

而るに支那事變の勃發は賣行不振と原材料制限からこの自轉車工業を一舉に悲境につき落してしまつた。

先づ賣行不振について見るに、これは國內に於ける消費節約と海外における排日ボイコットの熾烈によるもので、特に海外に於ける賣行不振は著しく支那、印度、蘭印、南洋等は五割以下に激減してゐる有様である。次に原材料の制限について見るに、自轉車の原材料は大部分鐵鋼眞鍮その他軍需用材及び皮革、ゴム等の輸入品であるため事變以來の各種制限規則で制限され、工業組合によつて許可された原材料の配給數量は事變勃發以來五割以下になり、現在は一割程度といはれてゐる。しかもその配給は圓滑を缺き、切符はあつても現物は手に入らず、休業も同様である。輸南向製品については海外注文と見返りに原材料が優先的に配給されることになつてゐるが、これも申請量の五割程度に止つてゐる。原材料が軍需用材乃至輸入品である以上やむをえない。そこで業者間に於いてはリンク制施行を要望してゐるものが多いが、自轉車の原材料は多種にわたり、入手経路も多岐であるため、これを何等かの方法で統一することが必要である。先般政府では輸出振興策として原材料配給會社を設立することになつたが、自轉車工業は製品も優秀であり、組織も比較的完備されてゐるので大いに優遇すべきであらう。

次に轉業状況を見るに、機械、壓縮、銲接、塗裝の部門のうち旋盤等の機械作業工場は轉換可能であるが、全體の五、六割を占める壓縮銲接作業は殆んど轉業不可能とされてゐる。全自轉車工場の四割は旋盤設備を有し、



その六割即ち全自轉車工場の二割五分は軍需工場乃至機械部分品工場に轉換してゐるが、残りの業者は轉換不能と見られてゐる。そこで工業組合では出来るだけ共同作業場を設置せしめて轉換させ、残りの業者には轉業した業者に配給される豫定の材料を廻してその割當を増加させ、自轉車工業に従事せしめるといふ方針の下に着々その具體化に進んでゐる。

### 五 電球工業

電球工業も中小工業が比較的多く、東京芝浦電氣、大阪電球の外は大部分中小業者で、これらは東京電球、東京輸出電球、關西標準電球、大阪輸出電球の四工業組合及び、輸出電球の受託製造業者の組合たる關東電球製造工業組合を結成し、これに前記二社が加はつて日本電球工業組合聯合會を結成してゐる。事變前までは我國の重要な輸出品として可なり華々しい存在であつたが、事變以來の各種の制限令によつて大打撃を蒙つてゐる。

といふのは電球の原材料は大部分軍需用材及び輸入品であるからである。現在の電球製造が如何に數多くの統制品を使用するかを列擧すれば、先づ口金用として銅、亞鉛、ガラス球用として鉛丹、ソーダ灰、導入線としてニッケル、銅、口金接着劑用として鉛、錫、ガラスの艶消用として弗化水素、弗化アンモニア、その他排氣管用のゴム管、輸出電球の塗料としてセラック、アルコール、ホルマリン等々枚擧に遑が無い位で、従つてその打撃

の程も凡その想像がつくであらう。

しかも從來生産額の四、五割までは輸出品であつたが、原材料の價格騰貴と日貨ボイコットを喰つて、輸出は半減し、且つ主要市場であつた圓ブロック向も外貨獲得にはならぬため制限されてしまひ、倒産したのも可成りに及ぶとのことである。軍需向轉換といふことは設備の關係上出来ないし、代用品の使用といつても適當なものがなく、結局輸出向に大いに馬力をかける外は仕方がないわけである。



## 第二章 鐵 鋼 業

### 一 中小平爐業者の打開

最近政治問題化までして世間を騒がした鐵鋼價格調整問題を契機として、鐵鋼業の合理化が叫ばれその整理、合同が問題としてとり上げられるに至つたが、さし當り最も問題となつてゐるのは單獨平爐會社の處置をどうするかである。これは單獨平爐會社が現在最も窮況に陥つてゐるからばかりでなくその基礎が戰時經濟的見地からして、極めて脆弱であり、鐵鋼自給といふ國策に著しく背反してゐるからである。

單獨平爐操業は一名屑鐵製鋼法と呼ばれるやうに多量の屑鐵に銑鐵を混入して鋼塊を製造するのであるが、我が國の平爐操業はこの屑鐵配給率が極めて高く最近では、屑鐵七割に銑鐵三割といふ割合になつてゐた。ところが周知の如く我國では鐵鋼消費が新しく明治維新以來のことである上にその消費高も極めて少く、維新以來約〇千萬噸前後とされて居り、米國などの四十億噸に較べれば實に九牛の一毛にも足らぬと云つた有様である。したがつて年々屑鐵として吐き出される分量も少量であり、平爐製鋼法を維持發展させるには年々多額の屑鐵を輸入

に仰がなければならぬわけでもある。また生産費も變動の多い屑鐵の輸入價格に左右されるから、米國のやうに屑鐵の豊富なところならいざしらず、我國では企業の基礎が極めて不安定といはなければならぬ。果せる哉、昨年歐洲大戰以來主要供給國たる米國の屑鐵が暴騰した上に對日輸出量が減少すると、單獨平爐會社は忽ち採算悪化と操業低下を來し、この二、三ヶ月は營業は赤字となつて、その脆弱性を端的に暴露し、その窮狀とか打開策とかやかましくなつて來たのである。

而るに我國の製鋼會社は大部分單獨平爐操業で、日本鐵鋼聯合會加盟の製鋼會社廿五社（電氣爐メーカーを除く）の中、礦石から銑鐵、鋼材まで一貫的に作業する所謂銑鋼一貫會社は日鐵、日本鋼管、鶴見製鐵造船、小倉製鋼、中山製鋼、の僅か五社位のもので、しかも事變前までは日鐵、日本鋼管、鶴見の三社に過過ぎなかつた。

このやうに單獨平爐會社が多くて、鐵鋼一貫作業が立遅れてゐるのは周知のやうに（イ）我國では鐵礦石と良質の кокス用炭が手近な所にないため銑鐵原料費が著しく割高となること（ロ）國內の鐵鋼需要が少いので尨大な固定資本を要する熔鑪の建設は採算がとれず、技術的にも採算的にも銑鋼一貫作業は困難であつたこと（ハ）國家も特に銑鋼一貫作業を保護助成しようとしなかつたこと等の原因にもとづくのである。これに反し、平爐製鋼法は起業費も安くつき、作業も容易であり、固定設備が割安なため反動に對する抵抗力もつよく、且つ割安なアメリカ屑を最近まで低廉に入手し得たので、外國などとは逆に群立してゐるのである。



ところが昭和十二年頃から米國の日本向屑鐵輸出は國內鐵鋼景氣と軍需品の重要性とから漸く困難となり、價格も騰貴して平爐會社は困窮しはじめたので、當局としても漸やく、我國鐵鋼業の脆弱性を痛感し、遅れ馳せながら銑鋼一貫作業を奨励し、日鐵をはじめとして日本鋼管、鶴見等の一貫會社は一齊に増設、擴張に乗り出したが平爐會社のうちでも小倉製鋼、中山製鋼等は逸早く高爐建設を申請して一貫作業に進出し、この結果、これら二社は他の平爐會社が窮況に喘ぐ今日、それを後目に事業の安泰を誇つてゐる。以來銑鋼一貫作業は國策となり、支那事變によつて日本經濟の自給が痛感されるや、一層この方針は強化され、一貫會社は原材料配給から労働その他においてあらゆる點で優遇され、平爐會社は二の次とされるに至つた。したがつて屑鋼の暴騰によつて平爐會社が苦境に陥つてゐる今日、一貫會社は業績は悪化したとは云へ尙ほ經營は堅實である。

今こゝに少しく立入つて平爐會社の窮狀を調べて見よう。先づ最近の採算狀況を見るに、われ／＼の調査したところによれば、小形丸鋼ベース物では次の如くなり、著しい赤字である。

鋼材の採算(ベース物)

銑	噸八十一圓	四〇%	三二・四〇
外 屑	噸百五十圓	三〇%	四五・〇〇
内 屑	噸百、圓	三〇%	三〇・〇〇

純原料代	一一七・二〇
純歩り(九〇一%)	一一九・三三
製鋼費(屑控除、副原料ヲ含ム)	三〇・〇〇
鋼塊原價	一四九・三三
歩止り(九〇%)	一六五・九二
壓延費(屑控除ヲ含ム)	一五・〇〇
丸鋼工場原價	一一八〇・九二
償却	四・〇〇
營業費	五・〇〇
税金	一・〇〇
運賃	二・〇〇
丸鋼販賣原價	一八七・六九
配給經費	一二・〇〇
計	二〇四・九〇
現在建健	一八六・〇〇
差引損失	一八・六九

即ちコスト二〇四圓に對し、建値は百八十六圓で差引十八圓の赤字となつてゐる。これが日鐵ではコスト百九



十圓、日本鋼管以下の一貫會社では百九十五圓見當で同じ採算割れでもずつと分がいくのである。

この採算悪化は主として輸入屑鐵の騰貴によるもので、歐洲大戰前沖着適當値段八十五、六圓してゐたアメリカ屑が歐洲大戰によつて國內製鋼作業率の上昇、歐洲からの註文殺倒で需要が激増し、そのために急騰して、現在では百五十圓見當となつてゐるからである。先の表からすれば、この輸入屑は適當り三〇%混入されるから、この屑鐵だけで二十圓以上コストが上つたわけだ。

最近決定された政府の鐵鋼價格調整策によれば、この輸入屑鐵の値上り分だけは國庫負擔で補償されることになつたらしいので、赤字はどうやら解消することになるであらうが、勞賃その他の國內的原因によるコスト値上りはみとめられないので、從來のやうな業績は望めないわけである。

この採算悪化に加えて、操業率は著しい低下を來し、當分回復の見込はない。公稱設備能力に對する實産比率から割り出された操業率による昨年十二月では、平爐作業においては全體八割五分しか操業されてゐなかつたことになる。(鐵鋼聯盟調査による)これによつて適當單位生産原價が高まる上に販賣數量が減少して販賣益はいちゞるしく低下せざるを得ない。

この操業率の低下の原因としては石炭、重油等の原材料配給不圓滑、電力の供給制限、勞働力の不足とか種々あらうが、何と云つても、輸入屑鐵の減少は見逃すことが出來ない。先に述べたやうに米國內製鋼作業率が向上

し歐洲筋の買付で需要が激増して日本に向けられるものが減少した上に、船腹不足で對日輸出は減少せざるを得なくなつたのである。その上爲替管理強化でこれ以上の輸入は許可されない。さらに最近は歐洲大戰の激化、米國軍備の擴張等から屑鐵の對日禁輸すら日程に上されるに至つてゐる。平爐會社の操業低下は一層激化するものと覺悟しなければならぬ。

しかも先に述べたやうに、我製鐵國策は支那事變前より既に銑鋼一貫作業の方針をとり、これが事變によつて一層強化されんとしてゐるので、この減少した屑鐵は重點主義から能率のいゝ銑鋼一貫作業に優先的に配給されることになるから、平爐會社へまはす數量は今後益々減少するであらう。(一貫會社でも作業の能率上三割前後の屑鐵を必要とする。)平爐會社は益々窮況に追つめられることになる。尤も平爐會社といつても大小優劣があり機械、造船等を経営してゐる所謂兼業會社もある。川崎重工業とか神戸製鋼等の如き優秀な兼業會社は壓迫されてもさして打撃をうけないだらうし、日亞製鋼の如き輸出に強力な地盤を持つ會社は保護をうけるであらう。然し中小平爐會社で、これといふ特徴のない會社はどうしても大打撃であり、國策のために犠牲とされるであらう。

そこで單獨平爐操業に對し何等かの打開策を講じなければならぬわけであるが、單に現在の窮狀を救済するといふだけでは無意味である。繰返して云ふ如く單獨平爐操業それ自身我國では不合理な經營だからである。問



題はあくまで我が國鐵鋼業の合理化といふ觀點から考究されなければならない。そこで次の様は對策が擧げられてゐる。

- (イ) 屑鐵配合率の引下げ
- (ロ) 鋼材輸出とのリンク制
- (ハ) 有力一貫會社への合併
- (ニ) 高爐建設による一貫作業の實施
- (ホ) 事業内容の轉換

先にも述べたやうに我が國の最近の屑鐵配合率は七割といふ高率になつてゐるが、これ程高率なまゝ、放置しておくことは不可であり、可能な限り引下げなければならぬ。勿論引下げると云つても技術的に限度があり、それを無理押ししようとするれば、必然的に減産せざるを得ないし、コスト高となつてしまふが、少くとも屑鐵使用率を五〇%程度まで抑制させることは必要であるし、又可能である。平爐業者の屑鐵配合を七〇%から五〇%へ引下げさせるならば、平爐一基の製鋼能力は低下するが、今日すべての爐が能力一杯に稼動してゐるわけではないから、豫備能力を動員すれば減産は防止出来る。むしろ問題は銑鐵配合率が高まつて銑鐵需要が増加するのに對し、銑鐵供給がこれに應じうるかどうかである。今日のところでも銑鐵の供給力は需要に應じかねてゐる有

様であるが廣畑、輪西の新設高爐の操業と小倉、中山の高爐の出爐増加、滿洲からの供給増加によつて本年以後は幾分供給に餘裕を生ずるから、姑息的ではあるが一定限度まで銑鐵の配合率を引上げることは可能である。

次に鋼材輸出とのリンク制であるがこれは紡績業その他で現在やつてゐるリンク制と同じく、鋼材を輸出するものに對しては、その原料として屑鐵を配給するのである。嘗て現在の鐵鋼聯合會が、鋼材聯合會時代可なり熱心に輸出振興策を研究してゐたが、それによれば鋳力、亞鉛鍍板、帶鋼、針金、釘等の輸出は盛んに行はれ、市場の開拓も可能だとされてゐた。現に日亞製鋼の如き亞鉛鍍板、釘、帶鐵を從來から相當輸出してゐたが、大戰勃發と共に此等の引合が多くなり、しかもその價格も相當の値段を呼んで、他の平爐會社が苦境に喘でゐる中にひとり好況を續けてゐるのである。どうせ平和向の鋼材設備は軍需向に轉向させることが、さう容易に出來ず、現在のやうに遊休させておくよりは、反つて海外市場の開拓に努力せしめることが當面の急務と云ふことが出來やう。勿論海外市場の開拓といふことには可なりの困難が伴ふであらうが、鐵鋼聯合會などが中心となつて、眞剣に研究し斡旋すればさして難事ではあるまい。

平爐會社の窮狀打開乃至鐵鋼業の合理化といふことから、現在最も問題となつてゐるのは、何といつても有力會社への合併である。合併は日鐵を中心に製鐵業の第二次合同をやるか、日本鋼管などの民間有力會社へ合同するか、論議の的となつてゐるやうだ。同種同格會社の合併は事業の性質上無意味であらう。この他鐵鋼聯合會



が中心となつて、高爐を中心に平爐工場を地域的ブロックに分け、現在無統制な工場立地を技術的に合理化するといふ意見も大分有力になつてきた。

合併については日鐵中心の第二次合同といふことが鐵鋼界に有する日鐵の壓力から云つて最も可能なやうであるが、その非能率な官僚式經營から、むしろ日本鋼管などの民間會社を中心にする方が經營合理化上効果的ではないかと考へられる。地域的ブロックといふのは八幡を中心に一ブロック、廣畑、尼崎を中心に一ブロック、京濱に一ブロック、釜石、北海道を夫々一ブロックに分け、銑鐵中心に鐵鋼業を合理化し、能率を上げて行かうといふ意見である。併し何れの場合にしろ平爐設備を高爐工場へ移轉出来るわけではないから銑鋼銑一貫作業的な合理化といふことまでは望めない。たゞ資本的にも技術的にも、有力會社の經營力が作用を及ぼして、その能率を向上させ、縦斷經營的な妙味を發揮させることは出来るであらう。

更に平爐會社が高爐を建設して一貫作業に進出するといふことも考へられる。先に述べたやうに小倉製鋼、中山製鋼等は逸早く高爐建設に乗り出し、今日の安泰を築き上げたのである。しかし資材關係、技術關係等から、今からでは少し遅まきで急場の間に合はないし、獨力では不可能である。たゞ合同でもして、その上で既設平爐を活用するため、一貫作業をとりうる工場には高爐の建設を許可するといふことは可能であらう。高爐建設には可なりの時日を要するが、その見透しのついた平爐工場には原料を配給して平爐を維持させるやうにする。既に

現在許可済みで未着手のものは是非とも既設平爐と關聯させて一貫作業を行ひうる工場に建設し、平爐工場の活かすべきものは活かし、利用すべきものは利用すべきであらう。

最後に事業内容の轉換として、平爐を改造して砂鐵とか普通鑛石の直接製練に當てるとか特殊鋼方面へ進出することが研究されてゐるが、技術的にどこまで可能であるか疑はしい。しかしこれも今後に残された課題といへやう。

以上のやうな打開策が實行されるか否かは、一つにメーカー側の積極性と政府當局の決意如何による。我が鐵鋼業百年の大計として此の際斷乎たる決心を以て、この問題が根本的に解決されんことを望んでやまない。

## 二 中小特殊鋼業の整理

特殊鋼製造業では時局柄ポロイ儲けにつられて、劣等低級な中小工業が濫設され、その弊害が痛感されてゐるが、歐洲大戰で最近原料資材の手當難が、一層激化したので、その救濟整理、優秀メーカーを中心とする技術の向上が不可避的な問題となつて來た。

特殊鋼メーカーは事變前までは專業兼業合せて廿四、五社に過ぎなかつたのが、事變以來軍需工業の急膨脹で需要が急増し、從來のメーカーでは需要の半分も充せなくなつて價格も暴騰したので、普通鋼材メーカー、機械



工業者等ばかりでなく、何の技術も経験もないものまでが電氣爐を急造して特殊鋼製造に乗り出してきたので、僅か一年半ばかりの間に百近くの工場を數へるやうになつた。

特殊鋼は元來非常に技術がむつかしいのにこれら新設メーカーの大部分は何の経験もないのだから、出來た品物は殆んど使ひ物にならないやうな粗悪なものばかりで、メーカーの數が激増しても、それはむしろ貴重な原料、資材、勞働力の濫費といふ戰時下不合理な事態を惹起してしまつた。

ところが政府はこの傾向に對して何等の措置を講じやうとせず、しかも從來の特殊鋼生産對策は總花的平等政策をとり一定設備以上の凡ゆる會社は特殊鋼協議會に加盟する事を承認し、且つ原材料を各社に可及的に公平・平等に配給したので、その結果インチキ工場に原料や資材が分散されてしまつて、優秀工場の能率のいゝ作業が阻害され國家の特殊鋼全般からみると、高精度品の生産が減じて粗製品が之にとつて代り、また製鋼能率も著しく減退し、原料配給が増す割合には生産高は上昇しないといふことになつてしまつた。

この總花的増産主義の弊害は、單に原料や資材に止らず、特殊鋼生産に最も不足を告げてゐる人間勞働力、とりわけ技術者、熟練工の缺乏の問題に對しても同様で、不足せる技術者、熟練工を八十數社に達する特殊鋼協議會全會員に公平に配置するのは、却つて全工場をして中途半端の技術陣容を形成せしむる事となり、各工場をして本來の技能を發揮せしめ得ない事になつてしまふのである。

そこで商工省ではこれらの事態に鑑み、取敢えず昨年七月製鐵設備制限規則を施行して、次の場合を除く外は原則として新設を禁止し、泡沫會社の濫設防止に乗り出した。即ち(イ)機械器具製造乃至は普通鐵鋼製造その他の諸多の關係に依り特別に優秀なる特殊鋼技術を有する場合(ロ)若しくは特殊的新製法の發明研究に基き國產原料を使用して特殊鋼製造を実施せんとする場合(ハ)更に又自動車、飛行機その他の精密高度機械製造會社にして技術、經營の一貫性確立の爲め材料自給を目指して特殊鋼製造に進出せんとする場合。

同時に特殊鋼協議會に於いても入會資格を嚴重にし、各種加工設備、試験設備に明細制限を設けると共に、製造技術に一定條件を賦與し、入會審査方法を複雑化し、且つ製鋼能力一千噸以下の小メーカーは原則的に入會を禁止することになつた。この結果不良メーカーの徒らなる進出は阻止され、又弱小メーカーは原料配給の途を閉ざれるに至つたが、協議會加盟メーカーは從來通り何等の制限を受けないのでこの對策も未だ消極的と云はなければならぬ。ところが我が國の特殊鋼界は原料の大半を海外に仰いで居り、從來とても輸入統制で原料手當は窮屈であつたが、最近では歐洲動亂の影響も著しくなり、屑鐵をはじめ、ニッケル、タングステン、モリブデン、ヴァナヂウムコバルト、等の原料の入手難を一層逼迫化させ、もはや從來の如き消極的の濫設防止では到底所期の目的を達せられない状態に立ち至つた。

そこで一方では重點主義によつて優秀メーカーに原料資材の配給を集中すると共に、中小メーカーに對しては



- (イ) 優秀メーカーへ合併を慫慂するか
- (ロ) 或は優秀メーカーを中心として出来るだけ技術を向上させるやうに努力し
- (ハ) 技術の向上を全然望めない程劣等メーカーに對してはこの際斷然補償を與へて閉鎖を命ずるといふ強行策をとることが必要である。

(イ) の優秀メーカーへの合併は、可能な限り行ふべきであるが、一流メーカーとしても設備能力に相當の餘裕がある現在、さらに中小メーカーを抱擁することは企業の弱體化を招くものとして反對するものも多いやうである。

(ロ) の技術向上については技術を公開して、優秀技術の普及を促進する外、直接指導に乗り出すことが必要である。これについては當局でも昨年技術委員會を設けて直接指導に當らしめたが、内外製鋼所の如き、これによつて著しく向上するに至つた。

(ハ) 閉鎖といふ強行策は出来るだけ避けるべきであるが、弱小メーカーには殆んど向上の見込みのないものも多く、しかも彼等は時局の重大さも忘れて厚顔にも何の經驗もなく乗り出して來たものであるから、閉鎖されても文句は云へない筈であるし、これ位の痛棒を加へることも必要であらう。

### 三 鑄物工業の轉換

鑄物工業は年産額約一億五千萬圓の巨額に及ぶが、設備も簡單だし、製造工程も容易なのでその六割までは職工數、百人以下の中小工場によつて營まれてゐる。これらは有名な南部鐵瓶をはじめ各種の日用雜貨が多かつたので、事變による銑鐵使用制限規則で殆ど製造禁止の憂目にあひ、一時は大いに悲觀されたが、軍需工業乃至下請工業への轉換が比較的容易であり、當局も軍需動員の立場から大いにこれを指導獎勵したので、轉業するもの續出し、そのため一時の悲境を脱するに至つた。鑄物工業の中心地たる川口市に於いても日用品鑄物業者は一割程度に過ぎず、他は全部軍需品乃至機械部分品へ轉換してゐるものやうである。これらは大部分工業組合を組織し、原材料の配給をうけてゐるがその統制團體に鑄工聯がある。

かやうに鑄物工業は日用雜貨から軍需品機械部分品に再編成されたが、この方面の鑄物の需要は事變以來激増してゐるので、この機運に乗じて鑄物工場の新設増設は著しく増加し、他方鑄物工業の原材料たる銑鐵、屑鐵の供給は漸減の傾向にあり、この相反する傾向は既存業者に對する割當量を低下させる原因となつた。この結果遊休設備の増加を來してゐるので、當局では銑鐵鑄物設備制限令を發動して既存業者の地位を確保し機械工場等が徒らに鑄物工場を新設増設して、既存業者を脅かすことのないやうにした。



しかしながら銑鐵、屑鐵の原材料の逼迫は仲々緩和されず、弱小業者の中では窮狀に陥入つてゐるものも多いが、業者側よりの小メーカーの窮狀打開策として川口鑄工組の小組合、東京鑄工組のプロック經營式合同等積極的機運が醸成され出してきた。本年度改訂生産力擴充計畫の重點主義により小メーカーの窮狀は深化するものとみられるので、昨年度において行はれた小組合の結成、プロック經營などはこうこの實例となり期待される所が多い。

## 第四章 化學工業

### 一 ゴム工業

我國ゴム製品は年額二億圓以上を産するが、中小業者の数は一千に上り其の従業員は四萬五千人で日本に於ける代表的中小工業の一である。等しくゴム工業と稱しても飛行機、自動車のタイヤよりゴム靴、地下足袋等の履物類、絶縁線、ホース等の工業用品、フットボール、浮袋等のゴム玩具等に至る種々雑多なものを包含して居るが、ゴムの原料が輸入品なので、事變以來、ゴム使用制限規則、ゴム配給統制の實施により軍需、輸出向けに生ゴム配給が集中されそれ以外の一般民需用品は生ゴム使用を禁止されてしまつた。

ところが優先的に配給され事變以來需要の激増した軍需品は主として大工業で生産せられ、中小工業は平和産業に従事せるものが多く、軍需關係品の製作に携はるにしても工業用パツキング、タイヤの修繕等部分品工業の如きものが大多數を占め、ゴム靴、玩具、バンド等の主要中小工業製品二十三種は十三年七月以來製造禁止となつてゐる。



そこで禁止品より非禁止品製造への轉換、合同、軍需下請工場化、輸出品や再生ゴムなどへの轉換等が講じられてゐる。非禁止品の製造といつても技術的には困難で、結局タイヤの修繕、生地、工業用のパッキング等比較的簡單に出来るものに限られてゐる。輸出品への轉換は海外市場の開拓さへ行はれば有望である。事變前でも帆布、靴、玩具、タイヤ等は六千萬圓以上に達し、ゴム靴の如きは遠く英本國迄進出して英國議會の問題となつたことさへある程である。ゴムの輸出については現在リンク制が實施され、毎月輸出される數量の原料ゴムを輸入し、これを輸出註文のある工業者に配給してゐる。

再生ゴムは原料古ゴムの回収さへ充分に行はれるならば、相當の生産が可能なので、古ゴムの回収に努力して再生ゴムを生産し中小工業者を潤すやうにすべきであらう。草履底、靴底等は盛んに再生ゴムで製造されてゐる。

### 二 セルロイド工業

我が國セルロイド工業は、世界の約半額を生産し、我國は世界第一のセルロイド生産國であるが、昭和六年以來の我國貿易の發展においてもセルロイド製品は花形であつた。素地は一般に太工場で生産されるが加工は主として中小工場で行はれ、全産額の七割までは中小工業の生産に係るといはれてゐる。

主要原料たる纖維屑、硫酸、硝酸、樟腦が國産品なので他の工業に比し、原材料方面からの壓迫は殆んど受け

てゐないし、ベークライト等と並んで代用品の代表的なものである。斯業の將來は、事變下にあつても樂觀材料が揃つてゐるが、従來製品の八割を占めてゐた玩具その他の輸出が世界的不況とコスト高、日貨排斥等の影響をうけて激減を來し、米國向はいまは三分の一に減少したので大打撃を蒙るに至つてゐる。これについては一般輸出振興策によつて、輸出の振興をはかると共に、金屬代用品等の國內向製品へ轉換させることが必要である。いづれにしても原材料の配給が殆んど制限を受けてゐないのであるから、種々の代用品を考案し、新しい製品分野を開いて行くならば海外市場喪失の打撃もさして致命的ではあるまい。

### 三 石鹼工業

石鹼工業も、化學工業の中では中小工業が多い部門である。原料油脂は滿洲事變までは輸入され、これを加工してゐたのであるが、滿洲事變以來の化學工業の勃興はその一部門たる油脂工業をも大いに刺戟し、また各種の需要も増加したので、現在では輸出するまでになつてゐる。

したがつて事變によつて各種の工業が原材料の逼迫から、苦境に陥つたが、石鹼工業は原料國産の強味で制限されず、さして打撃をうけてゐない。しかし中小石鹼工業は、硬化油業者の大資本による原料獨占と大量生産には悩まされてゐる。即ち日産等の日本油脂、朝窒、日曹、大阪酸水素、ライオン石鹼、旭電化等は硬化油の



加工、分解の多角經營を企て、グリセリン、ステアリン酸、オレイン酸等と共に石鹼も製造し、その多角大量生産により石鹼工業を支配するのみならず、原料硬化油も獨占しはじめたので、この結果原料硬化油を持たぬ單純石鹼業者は深刻な打撃を受けるに至つた。かくて專業石鹼と兼業石鹼の對立が、激化するに致つたがこれを打開するためには中小專業石鹼工業は團結して全國的な統制團體をつくり、原料の確保をはかるほかはない。石鹼工業の混亂が無計畫的な中小專業工場の濫立に最も大きな原因があることを考へれば、專業工業の全國統制はむしろ兼業會社にしても望ましいことであらう。

#### 四 皮革工業

皮革工業は製革及び皮革製品製造業を合し生産高年額八千六百萬圓に達し、就中皮革製造業は重要な中小工業であるが、皮革の非常管理以來苦境に立ち何等かの局面打開策を必要として居るのである。即ち事變前迄は原皮使用量の八割近くまでは北南米、濠洲、印度、南洋、北支、滿洲等より仰いで居た關係上、輸入許可量が甚しく減少すると共に原料難は深刻となり、靴、サドル、パッキングを始め各種革製品の製造は禁止せらるゝことゝなつたのである。

しかし、製限で最初最も困つたのは、原皮を仕入れてこれを普通の革に鞣す製革業者である。これには東京、大阪を中心として、各地に工業組合を組織してゐる中小業者と、組合に加入してゐない日本皮革、新田調帯等の八軒の大會社がある。そして、従來は中小業者が民需向け、八社が軍需向けといふ風に大體の生産分野が決つてゐたところが、周知の如く、最近民需向けの製造を殆ど禁止同様にして、これを専ら軍需に向けることになつたので、これら民需向製革業者は原皮が手に入らず、困窮につきおとされてしまつた。そこでこれらの業者はこれら軍需向會社の下請業者となるか、それとも直接軍部から受注し、原皮の配給を受けるやう努力してゐるが、軍需品の下請はその數量が限定されてゐるため、全般的には行きわたらない。軍需品といつても製革の規格は比較的容易なので、軍部からの受注が確保されるならば軍需轉換は容易であるわけだ。

皮革製品も一時は大いに窮迫したが、鯨、鮫、豚、羊等の代用皮革が工業化され、最近は盛に出まはるやうになつたので、これら代用皮革によつて次第に窮境を凌ぎうるに至つてゐる。



昭和十五年八月十四日印刷  
昭和十五年八月十八日發行

(日本戰時中小工業論) 奥附

定價 二圓八十錢



著者 小島精一

發行者 東京市京橋區京橋三丁目一番地  
千倉豐

印刷者 東京市神田區神保町三丁目二九ノ一號  
山縣精一

發行所

東京・京橋  
第一相互館

千倉書房

外地定價 三圓〇八錢

電話京橋(56) 三六・八一五  
八七九・九三三  
振替東京九七八

刷印社會式株刷印本製縣山・社興新・版整



東亞重工業論	小島精一著	菊判 五二〇頁 送料三圓二十錢
歐洲大戰と日本産業の將來	小島精一著	四六判 三四四頁 定價一圓六十錢
支那經濟讀本	小島精一著	菊判 三一〇頁 定價一圓五十錢
北支經濟讀本	小島精一著	菊判 三三六頁 定價一圓八十錢
ソヴィエト重工業讀本	小島精一著	菊判 三五〇頁 定價一圓七十錢
鐵鋼經濟讀本	小島精一著	菊判 三四〇頁 定價二圓
燃料・動力經濟讀本	小島精一著	菊判 三〇〇頁 定價一圓六十錢
ナチス新統制經濟讀本	小島精一著	菊判 二五〇頁 定價一圓五十錢
日本重工業讀本	小島精一著	菊判 三一五頁 定價二圓
東亞經濟讀本	中外商業經濟部著	菊判 三三二頁 定價一圓八十錢

(送料各冊十四錢)

版房書倉千

工業經營全書

定價 一圓八十錢

送料十八錢 (各冊分賣)

(昭和十五年六月現在以後各月一册配本)

第一卷	*工業經營總論	理化部研究所長・工博 大河内正敏	第十一卷	*生産管理	大阪商大教授 村本福松
第二卷	*纖維工業經營	和生高工校長・工博 西田博太郎	第十二卷	*購買管理及倉庫管理	日本産業能研研究所長 上野陽一
第三卷	機械工業經營	前東京工大教授・工博 關口八重吉	第十三卷	*工場事務管理論	金子會計事務所長 金子利八郎
第四卷	*化學工業經營	東京工大教授・工博 内田壯	第十四卷	*工業會計及原價計算	東京商大教授 太田哲三
第五卷	*電氣化學工業經營	横濱高工校長・理博 富山保	第十五卷	*工業經營比較	横濱商大教授 黒澤清
第六卷	*小工業經濟論	京都帝大助教授 大塚一朗	第十六卷	*工場經營統計	名古屋商大教授 郡菜之助
第七卷	*工業立地論	東京工大講師・拓大教授 川西正鑑	第十七卷	販賣政策	神戸商大教授 平井泰太郎
第八卷	*工場設備	東京工大教授・工博 大橋喬	第十八卷	*工業金融	日本興業銀行理事・法博 栗栖勉夫
第九卷	*勞務管理	勞働科學研究所・文博 桐原葆見	第十九卷	工業統制論	東京帝大助教授 有澤廣巳
第十卷	*貨銀論	東京商大教授・商博 増地庸治郎	第二十卷	日本工業統制史	前商工大助教授 吉野信次



東京商大教授 上田貞次郎 責任編輯  
 神戸商大教授 瀧谷善一 編輯  
**商學全集** 定價各冊 一圓八十錢 (送料十八錢) (分買自由)

商業通論	經營經濟學總論	經營學原論	商工經營	企業形態論	企業統制論	產業合理化	市場配給論	取引所論	商業數學	經營統計	產業心理學	產業能率論	廣告論
東京商大教授 商學博士 增地庸治郎	大阪商大教授 經濟學博士 向井鹿松	大阪商大教授 村本福松	東京商大教授 法學博士 上田貞次郎	東京商大教授 商學博士 增地庸治郎	小島經濟研究所長 小島精一	小島經濟研究所長 小島精一	神戸商大教授 藤田敬太郎	前内閣調査官 藤田國之助	東京商大助教授 佐々木道雄	早大教授 小林新	經濟學博士 高垣寅次郎	日本產業能率研究所長 上野陽一	前嵐年社庶務長 中川靜
商學	世界經濟地理	商業概論	販賣心理	買賣論	工場經營論	事務管理總論	信託經營論	倉庫論	海上保險論	陸運	海運	簿記學	會計監查
前大教授 鹽澤大藏師 坂口武之助	東京商大助教授 佐藤弘	神戸商大教授 福田敬太郎	日本產業能率研究所長 上野陽一	早大教授 商學博士 小林行昌	名古屋商大校長 國松豐	金子會計事務所長 金子利八郎	小倉石油 監査役 野守廣章	東京商大教授 商學博士 內池康吉	東京商大教授 商學博士 藤本幸太郎	慶應大教授 經濟學博士 增井幸雄	東京商大名譽教授 堀井光	神戸商大校長 原亮平	豐盛大教授 經濟學博士 三邊金藏
會計制度論	企業と租稅	金融統制論	經營學文獻解說	生命保險論	工業會計	經營學通論	配給組織論	銀行經營論	外國爲替論	企業金融論	經營費用論	火災保險論	☆以上全四十一卷完成☆
東京商大教授 太田哲三	前商工事務次官 勝正憲	名古屋商大教授 高島佐一郎	神戸商大教授 平井泰太郎	理學博士 龜田豐治朗	商學博士 吉田良三	神戸商大教授 平井泰太郎	京都商大教授 經濟學博士 谷口吉彦	同助教授 新庄金司	神戸商大教授 增井光藏	神戸商大教授 藤島省三	東京商大教授 中野寅雄	神戸商大教授 前學博士 瀧谷善一	







